



2016年4月作成

注意喚起情報



**ご契約のしおり
定款・約款**

ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)

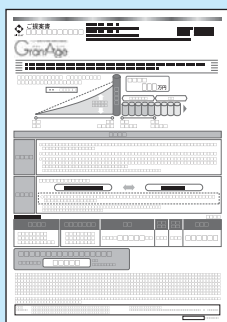
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

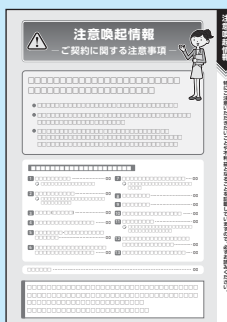
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報



（この冊子の冒頭に綴込んでいます）

お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡ししています）

ご契約のしおりー定款・約款

この冊子の構成は次のとおりです

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

…▶ P.3～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

…▶ P.53～

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

…▶ P.57～

お客様ID規程 ずっともっとサービス規程 法人向けお客様ID規程

ご契約の際等に発行するお客様IDを用いて、ご利用いただけるサービスの内容やとりきめ等について、記載しています。

…▶ P.81～



注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —



この「注意喚起情報」には、特にご注意くださいいただきたいことや**不利益となること**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、死亡保障等がないことなど、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在のご契約について解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意くださいいただきたい事項・不利益となる事項

- | | |
|---|--|
| <p>1 クーリング・オフ制度…………… 01
 <input checked="" type="checkbox"/> 制度の利用期間には制限があります</p> <p>2 告知義務の内容…………… 01</p> <p>3 責任開始(保障の開始)…………… 02</p> <p>4 死亡保障等がないこと…………… 02
 <input checked="" type="checkbox"/> 年金開始日前に死亡した場合は、解約払戻金と同額しか支払われません</p> <p>5 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合…………… 03</p> <p>6 保険料の払込みがない場合等の取扱い…………… 03
 <input checked="" type="checkbox"/> 保険料の払込みがなければご契約は解除されます</p> | <p>7 年金等の請求…………… 04</p> <p>8 年金等をお支払いできない場合…………… 05</p> <p>9 解約と解約払戻金…………… 05
 <input checked="" type="checkbox"/> 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なくなります
 また、まったくないこともあります</p> <p>10 確認担当職員による申込内容、年金等の請求内容等の確認…………… 06</p> <p>11 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 06</p> <p>12 相互会社運営…………… 06</p> |
|---|--|

相談・照会・苦情の連絡先…………… 07

年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、「**ご契約のしおり一定款・約款**」(当冊子)に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。詳しくは、「**ご契約のしおり一定款・約款**」(当冊子)を確認ください。

1

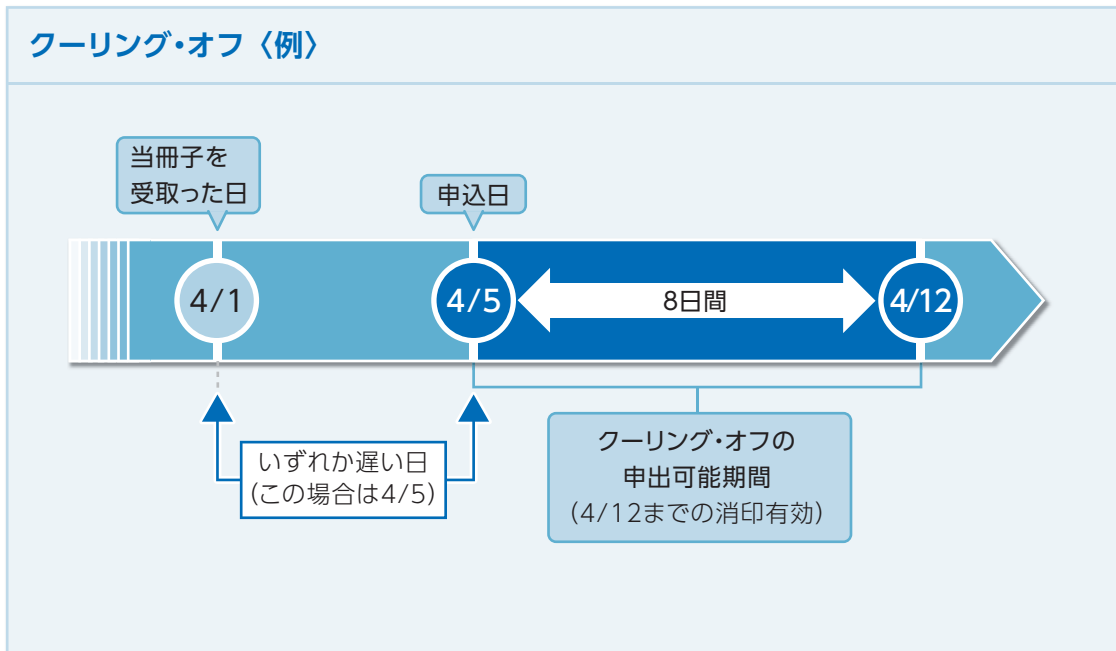
クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除ができます。



ご契約のしおり P.11

■ 申込者または契約者が法人の場合は、当制度は利用できません。



2

告知義務の内容

この保険は、健康状態等についての告知が不要です。



ご契約のしおり P.11

■ 健康状態等についての告知は不要ですが、当商品の特徴を十分ご理解のうえ、ご加入を検討ください。

詳しくは **4** 死亡保障等がないこと を確認ください。

3

責任開始(保障の開始)

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。



📖 ご契約のしおり P.11、P.14

- 当社の生命保険募集人(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
* 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

責任開始(保障の開始)〈例〉

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



- この保険は、年金開始日以後の被保険者の生存時のみに年金をお支払いする保険です。
この保険には、死亡保障等はありません。

詳しくは 4 **死亡保障等がないこと** を確認ください。

4

死亡保障等がないこと

この保険には、死亡保障等はありません。



📖 ご契約のしおり P.8

- この保険には、次の保障はありません。
 - **死亡保障(*)**
* 年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金しか支払われません。解約払戻金は低く設定しているため、死亡払戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の**保険料の払込みの免除**

5

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



 ご契約のしおり P.13

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

6

保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、ご契約を解除します。解除されたご契約を元に戻すことはできません。住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でもご契約が解除されることとなります。



 ご契約のしおり P.22、P.24

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - 保険料の払込みの催告
 - 解除予定日(*)の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること
 - *解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。
- 当社に登録いただいた住所について変更がある場合、必ず連絡ください。住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。
- この保険には、解除されたご契約を元に戻す取扱いはありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。

7

年金等の請求

年金の請求に際しては、当社からの案内に沿い、すみやかに手続きください。
また、被保険者が死亡した場合や、不明な点が生じた場合等にも連絡ください。



📖 ご契約のしおり P.25~P.28

- 年金等の支払事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
 - 5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
 - 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
 - 契約者は、年金開始日の前日に、年金の種類を変更することができます。
 - 年金の種類の変更…例えばご契約時に5年保証期間付終身年金を選択していた場合、年金開始日の前日に10年確定年金に変更することができます。(*)
- * 年金開始日の前日に当社が取扱っている年金の種類に限ります。

指定代理請求人による請求

- 年金受取人が年金を請求できない所定の事情があるときや、契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
ただし、代理請求できる場合は、次の場合に限ります。
 - 年金の請求
被保険者と年金受取人が同一人である場合
 - 年金の種類の変更
契約者と被保険者が同一人である場合
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、年金の種類の変更に関する事項および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



年金等をお支払いできない場合があります。

📖 ご契約のしおり P.30

代表的なものは、次のとおりです。

■ 支払事由に該当しない場合(*)

* 例えば、5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保険期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

■ 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合

(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

■ 契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

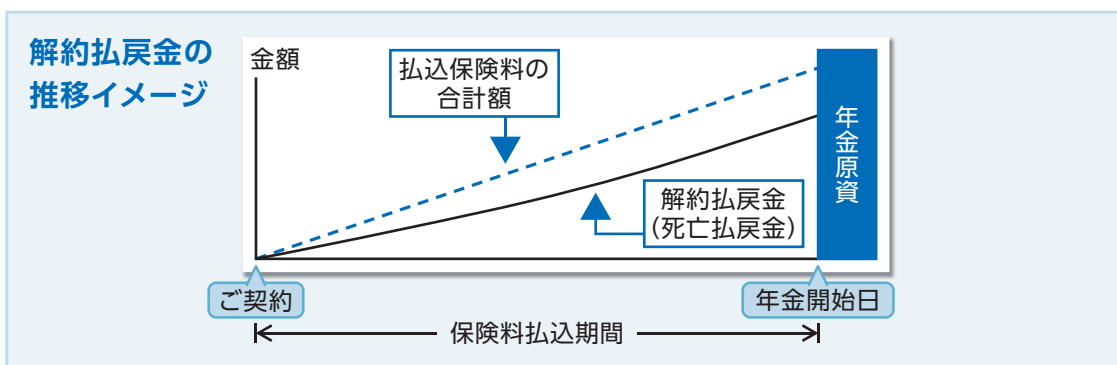
■ 保険料の払込みがなく、ご契約が解除された場合

解約時の払戻金は、低く設定しており、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。ご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。解約時に未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。



📖 ご契約のしおり P.31、P.32

■ 解約払戻金は、低く設定しているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、まったくないこともあります。



■ 解約請求時まで到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

10

確認担当職員による申込内容、年金等の請求内容等の確認

当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、年金等の請求内容等を確認させていただきますことがあります。



📖 ご契約のしおり P.12

11

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により年金額等が削減されることがあります。



📖 ご契約のしおり P.46、P.47

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。

12

相互会社運営

当社は相互会社です。
相互会社では、契約者が社員となります。



📖 ご契約のしおり P.51、P.52

- 当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
ニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国
各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し
た後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない
場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約
者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり	3
当冊子をお読みいただくにあたって	4
目的別もくじ	6

ご契約にあたって

1	「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴	8
2	申込みに際して	1 1
	○ご契約の成立	1 1
	○告知について	1 1
	○クーリング・オフ制度	1 1
	○申込みに際してのご留意点	1 2
3	申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合	1 3
4	責任開始(保障の開始)と契約日	1 4

しくみ

5	保障内容	1 5
6	個人年金保険料税制適格特約	1 7
7	配当金	1 9

保険料の払込み

8	保険料の払込方法	2 0
9	保険料の払込期月・保険料期間	2 2
10	保険料の払込みの催告とご契約の解除	2 4

年金等の請求やお支払い

11	年金等の請求	2 5
12	指定代理請求人による請求	2 8
13	年金のお支払い時の保険料の精算	2 9
14	年金等をお支払いできない場合	3 0

ご契約後の取扱い

15	解約と解約払戻金	3 1
16	契約貸付制度	3 3
17	ご契約後の保障内容の見直し	3 6
18	年金受取人等の変更	3 7
19	住所等の変更にとまなう手続き	3 9
20	生命保険と税金	4 0

その他生命保険に関するお知らせ

21	その他生命保険に関するお知らせ	4 3
	○個人情報の取扱い	4 3
	○個人情報保護方針	4 4
	○生命保険契約者保護機構	4 6
	○支払査定時照会制度	4 8
	○財産的基礎の充実	5 0
	○相互会社運営	5 1

定款	53
約款	57
低解約払戻金型長寿生存保険（有配当 2016）普通保険約款	59
個人年金保険料税制適格特約（2012）	71
保険料口座振替扱特約	73
保険料クレジットカード扱特約	75
事業保険扱特約（2012）（甲）	76
事業保険扱特約（2012）（乙）	77
別表	78
「ずっともっとサービス」等について	81
保険用語の説明	103
お客様窓口	111

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が届きましたら、次の表に記入のうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日	年	月	日
契約者					
被保険者					

■保険契約

○今回加入した保険契約は次のとおりです。
支払事由の詳細については、「5. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

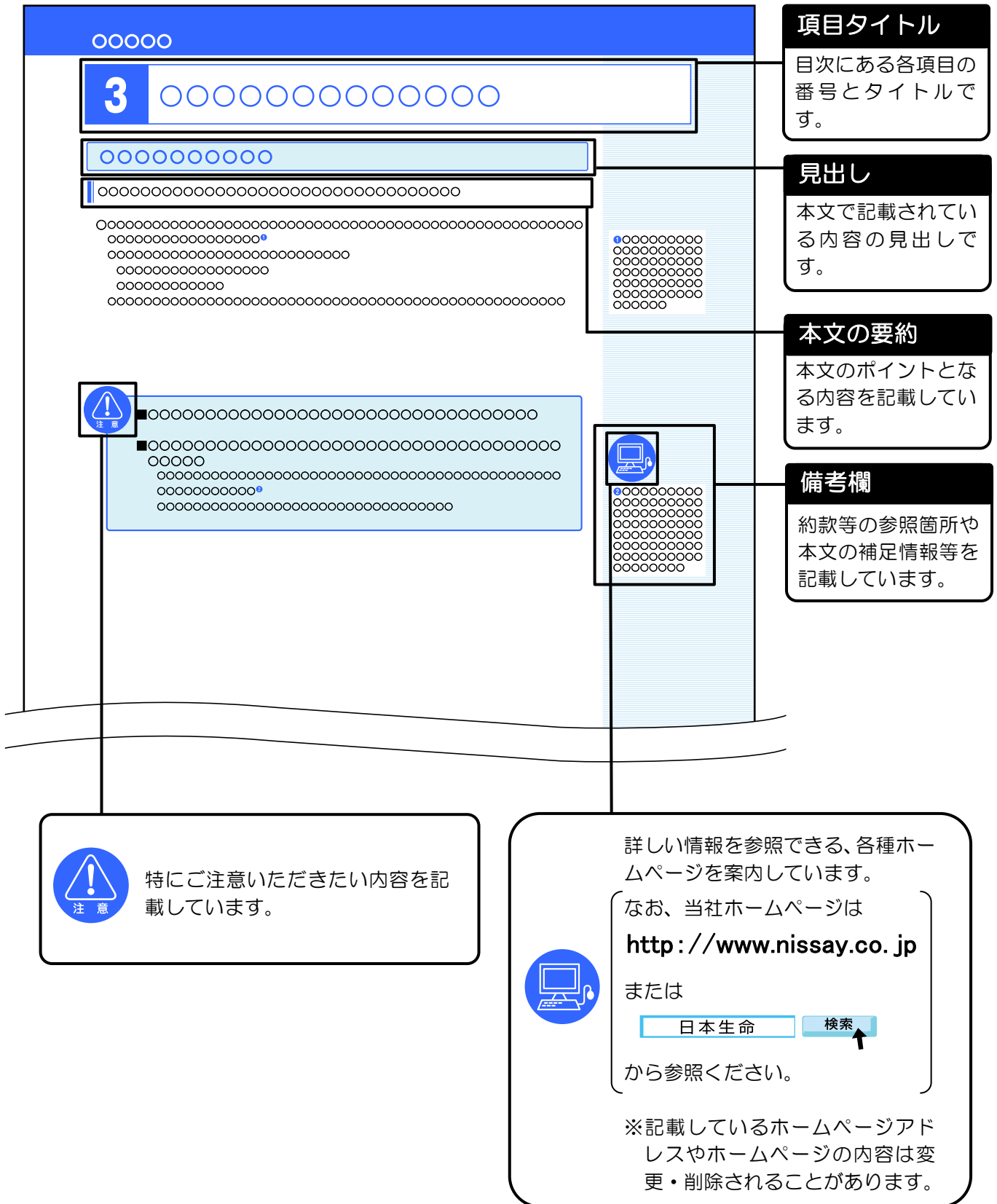
低解約払戻金型長寿生存保険

死亡保障を行わず、将来必要な資金を重点的に準備できる保険



P15

当冊子の見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について知りたい



1. 「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）」の特徴 **P8**

5. 保障内容 **P15**

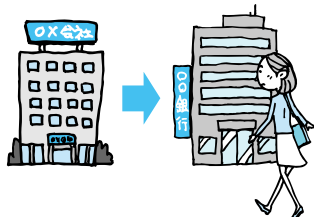
申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ制度 **P11**

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



8. 保険料の払込方法 **P20**

いつまでに保険料を
払込むのか知りたい



9. 保険料の払込期月・
保険料期間 **P22**

保険料の払込みが
できなかった



10. 保険料の払込みの
催告とご契約の
解除 **P24**

ご契約後について

解約したい



15. 解約と解約払戻金 **P31**

受取人を変更したい



18. 年金受取人等の
変更 **P37**

住所・名前等が変わった



19. 住所等の変更
にともなう
手続き **P39**

保険用語の意味については、「**保険用語の説明**」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



4. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P14**

保険料の負担を減らしたい



17. ご契約後の保障内容の見直し
・年金額の減額 **P36**

税金について知りたい



20. 生命保険と税金 **P40**

年金開始日が到来する場合



年金をお支払いできる場合 5. 保障内容 **P15**

年金をお支払いできない場合
14. 年金等をお支払いできない場合 **P30**



11. 年金等の請求 **P25**

年金の請求の流れについて

受取人が請求できない場合

12. 指定代理請求人による請求 **P28**



手続きについては、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口または次の電話番号に連絡ください。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021

(通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

1

「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴

「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴

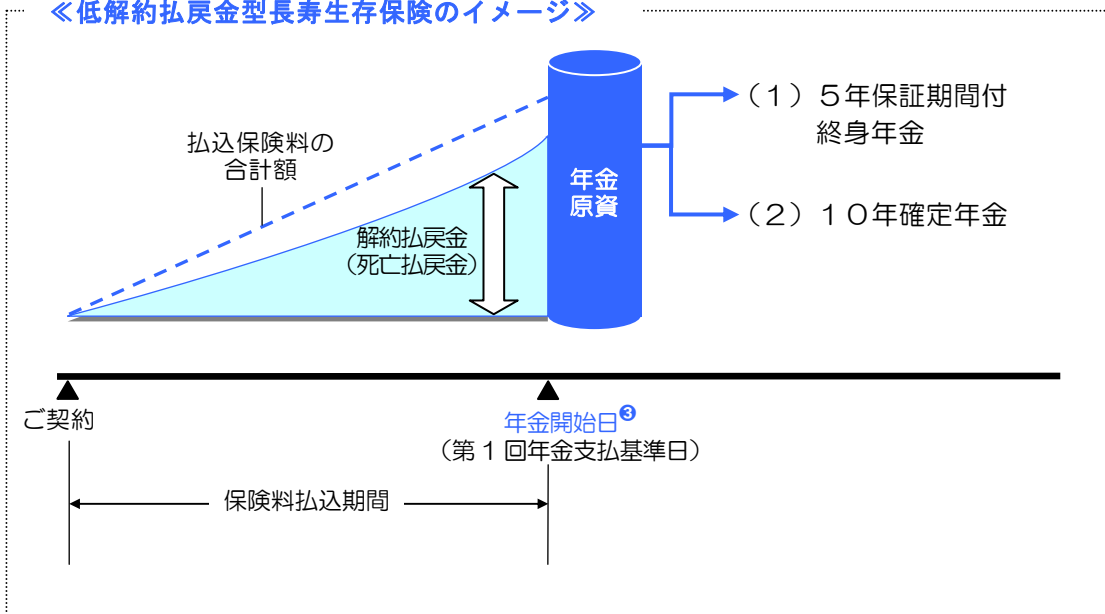
「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」は、死亡保障を行わず、高齢期における生活資金の不足等に備え、将来必要な資金を重点的に準備することができる保険です。

- 年金開始日以後、毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。
- 年金の種類には、5年保証期間付終身年金および10年確定年金があります。
- この保険には、死亡保障はありません。
- 解約払戻金^②は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。したがって、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

①年金支払基準日
年金支払基準日は次のとおりです。
・第1回目：年金開始日
・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②解約払戻金
「15. 解約と解約払戻金」参照

《低解約払戻金型長寿生存保険のイメージ》



③年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^④にお支払いします。^⑤

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

④死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

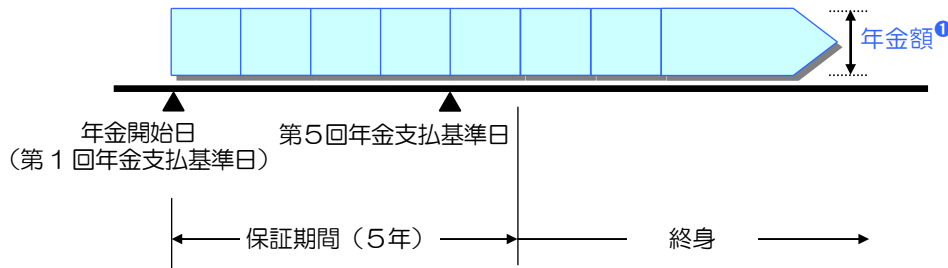
⑤未払込保険料がある場合、死亡払戻金から未払込保険料を差引きます。

(1) 5年保証期間付終身年金

○毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。

○第1回年金支払基準日以後、保証期間中の最後の年金支払基準日（第5回年金支払基準日）前に被保険者が死亡した場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。

《5年保証期間付終身年金のイメージ》



①年金額
 契約貸付金の残高や配当金がある場合は、支払額が変更となります。



- 年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- 保証期間中の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

(2) 10年確定年金

○年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。

○第1回年金支払基準日以後、保険期間中の最後の年金支払基準日（第10回年金支払基準日）前に被保険者が死亡した場合は、将来の年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。

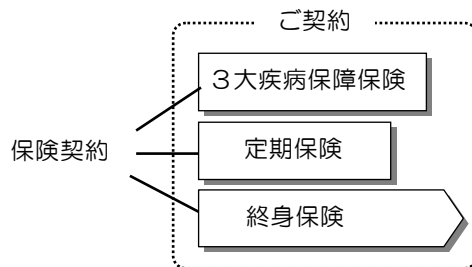
《10年確定年金のイメージ》



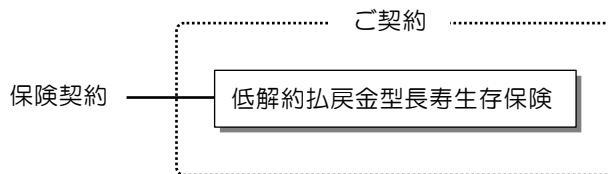
- 保険期間中の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^①

また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^②



低解約払戻金型長寿生存保険のように、1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^②



^①この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

^②特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

告知について

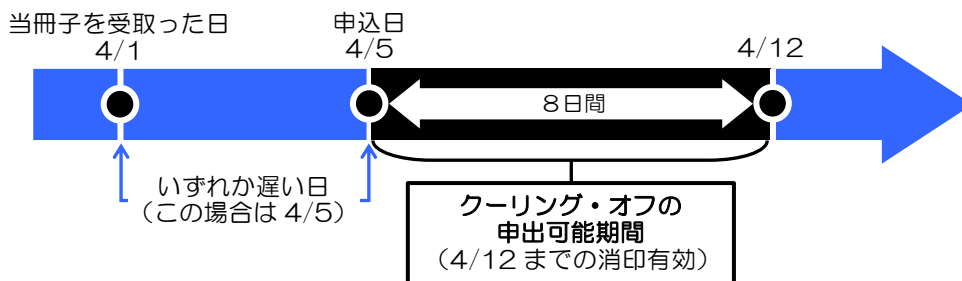
この保険は、健康状態等についての告知が不要です。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

《例》



《申出方法》

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回またはご契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者の氏名・住所・生年月日を記入ください。

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■ 申込者または契約者が法人の場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○ 当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・ 申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・ 登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・ 「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○ 訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 写真付住民基本台帳カード
- ・ 国民健康保険証
- ・ 健康保険証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 写真付社員証
- ・ 写真付学生証
- ・ 個人番号カード（表面） 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○ 当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。当通知書にはご契約の年金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○ 「契約内容通知書」が届きましたら、申込内容と相違がないか確認ください。万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○ 「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ発行します。
「契約内容通知書」を紛失した場合、再発行はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。
(書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。)

(3) 「お客様IDのお知らせ^②」を確認ください。

○ 当社は契約者に「お客様IDのお知らせ」を送付し、「お客様ID」ならびに「パスワード登録」等について案内します。^③

○ お客様IDは、当社の各種手続きの際や、各種サービスを利用する際に必要となりますので、「生命保険のご契約に関する重要書類」とあわせて大切に保管ください。また、パスワードは他人に知られないよう取扱いには十分ご注意ください。

① 確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

② お客様IDのお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただき、「お客様ID」をお持ちのお客様には送付しません。

③ 「お客様ID」等の詳細は、「ずっともっとサービス」等について
を確認ください。

3

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

＜現在のご契約について不利益となる点＞

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

＜新しいご契約について不利益となる点＞

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・死亡保障 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの催告を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</u> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ^②
	詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 <u>新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^③</u>

①詳細は、「10. 保険料の払込みの催告とご契約の解除」を確認ください。

②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③詳細は、「15. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

4

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始(保障の開始)

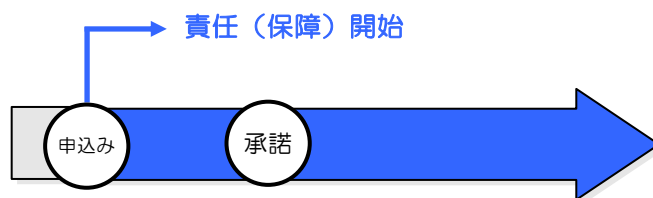
当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書^①](#)」を送付します。

《責任開始(保障の開始)の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



○この保険は、年金開始日以後の被保険者の生存時のみに年金をお支払いする保険です。この保険には、死亡保障等はありません。

①契約内容通知書
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- ・保険料口座振替扱特約
- ・保険料クレジットカード扱特約
- ・事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

5 保障内容

お支払いできる場合

毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。^②
 また、年金開始日^③以後に被保険者が死亡した場合は、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

○年金開始日以後、被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。^④

(1) 5年保証期間付終身年金の場合

	年金	死亡一時金
支払事由	毎年の年金支払基準日に生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき
支払額	年金額	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人 ^⑤)	

(2) 10年確定年金の場合

	年金	死亡一時金
支払事由	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、保険期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき
支払額	年金額	将来の年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人 ^⑤)	



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、解約払戻金^⑥と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^⑦にお支払いします。^⑧

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

「14. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①年金支払基準日
 年金支払基準日は次のとおりです。
 ・第1回目：年金開始日
 ・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②年金開始日の前日に年金の種類を変更することができます。

詳細は、「11. 年金等の請求」を確認ください。

③年金開始日
 被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。

④5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保険期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

⑤後継年金受取人
 「11. 年金等の請求」参照

⑥解約払戻金
 「15. 解約と解約払戻金」参照

⑦死亡時支払金受取人
 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑧未払込保険料がある場合、死亡払戻金から未払込保険料を差引きします。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

なお、年金受取人は**個人年金保険料税制適格特約^①**の付加有無に応じて次の範囲で指定ください。

- ・付加あり：契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人
- ・付加なし：契約者と被保険者のうちから1人



■個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。
(2016年1月現在)

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」、「20. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」を確認ください。

①個人年金保険料税制適格特約

「6. 個人年金保険料税制適格特約」参照

年金等の支払方法の変更

年金開始日以後に、年金や死亡一時金の支払方法を変更することができます。

○年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。

（1）5年保証期間付終身年金の場合^②

お支払いする金額は保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときでも、保証期間経過後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でご契約は消滅します。

（2）10年確定年金の場合^③

お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときにご契約は消滅します。

○死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。

ただし、年金受取人が被保険者の場合で、**後継年金受取人^④**が希望されるときは、後継年金受取人に引続き年金をお支払いします。

（1）5年保証期間付終身年金の場合

保証期間中の年金について、引続き年金としてお支払いし、保証期間が満了したときに、ご契約は消滅します。

（2）10年確定年金の場合

年金支払期間中の年金について、引続き年金としてお支払いし、年金支払期間が満了したときに、ご契約は消滅します。

②保証期間中の最後の年金支払基準日前に限りです。

③保険期間中の最後の年金支払基準日前に限りです。

④後継年金受取人「11. 年金等の請求」参照

6

個人年金保険料税制適格特約

※2016年1月現在の税制・関係法令等にもとづき、税務の取扱い等について記載しています。

個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。^①

○個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は、次の税制適格要件をすべて満たすことが必要です。

- ・年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ・年金受取人は被保険者と同一人であること
- ・保険料払込期間が10年以上であること
- ・年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日^②における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い

個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、付加していない場合と一部取扱いが異なります。

(1) 配当金^③

○年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率^④により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日までご契約が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。ただし、年金開始日前にご契約が消滅したときは、契約者（死亡払戻金を支払うときは死亡時支払金受取人^⑤）にお支払いします。

○5年保証期間付終身年金で年金の一括支払^⑥を行った場合、割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率^④により計算した利息をつけて積立てておき、保証期間経過後の年金支払基準日に、当社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人にお支払いします。

年金開始日後に年金受取人から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。

(2) 解約払戻金等

○年金額の減額^⑦等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等があるときは、これを支払うべき日から所定の利率^④により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日までご契約が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた解約払戻金等はお支払いできません。

ただし、年金開始日前にご契約または個人年金保険料税制適格特約のみが消滅したときは、契約者（死亡払戻金を支払うときは死亡時支払金受取人^⑤）にお支払いします。

① 「20. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」参照

② 年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。

③ 配当金
「7. 配当金」参照



④ 所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑤ 死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑥ 年金の一括支払
「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑦ 減額
「17. ご契約後の保障内容の見直し」の「年金額の減額」参照

(3) 契約貸付制度^①による貸付金の元利金の精算

○年金額の減額により当社が支払うべき解約払戻金等から貸付金の元利金は差引精算しません。

○年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されない場合、契約者の申出により次のいずれかの方法で精算します。

- A. 貸付金の元利金を当社が支払うべき第1回目の年金から差引く方法
- B. 年金の一括支払^②を請求し、貸付金の元利金を支払額から差引く方法



■ Aの方法で貸付金の元利金を精算できない場合は、自動的にBの方法で精算します。

■ Bの方法で貸付金の元利金を精算し、ご契約が消滅する場合、年金としてお支払いすることはできません。
年金での受取りをご希望の場合は、計画的な返済をおすすめします。

①契約貸付制度
「16. 契約貸付制度」参照

②年金の一括支払
「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

(4) ご契約内容の変更

○次のようなご契約内容の変更はできません。

- ・年金受取人の変更
- ・契約貸付制度を利用しているご契約における年金額の所定の減額^③

(5) 後継年金受取人^④

○年金受取人の法定相続人の中から後継年金受取人を指定ください。



■ 次の場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。

- ・低解約払戻金型長寿生存保険が消滅したとき
- ・契約者を配偶者以外の方に変更されたとき

■ 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。

③所定の減額
貸付金の元利金が、減額後のご契約の解約払戻金の所定の割合をこえる場合は、減額を取扱いません。

④後継年金受取人
「11. 年金等の請求」参照

7 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

<年金開始日前>

- 年金開始日前に、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。^③
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

<年金開始日>

- 年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金の支払額の増額にあてられます。

<年金開始日後>

- 年金開始日後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。
 - 5年保証期間付終身年金で**年金の一括支払^④**を行った場合、割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。
積立てられた配当金は、次のときに年金受取人にお支払いします。^⑤
 - ・年金受取人からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき
 - ・保証期間経過後、最初の年金をお支払いするとき
- 保証期間経過後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。



■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■年金開始日前の被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、積立てられた配当金は、**死亡時支払金受取人^⑥**にお支払いします。

ただし、**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合^⑥**は、契約者にお支払いします。



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

③ 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、割当てられた配当金の取扱いが異なります。

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い」を確認ください。

④ **年金の一括支払** 「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑤ 死亡時支払金受取人

死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑥ 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合

故意に被保険者を死亡させた人が、死亡払戻金の一部の受取人である場合には、他の受取人にお支払いしません。

8 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^① により、保険料を払込みいただきます。 ^②

①銀行等の金融機関、クレジットカード

当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限りです。

②各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

③保険料の払込回数は相互に変更することができます。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。



④所定の率

率については、当社ホームページを参照ください。



⑤所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑥消滅等

ご契約の減額等を含みます。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^③

- 月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。
年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。
- 当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の率^④ で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率^⑤ で保険料を割引きます。まとめて払込まれた保険料は、 所定の利率^⑤ により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

- 一括払込または前納を利用した場合、ご契約が**消滅等^⑥**したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。

9 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
 保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

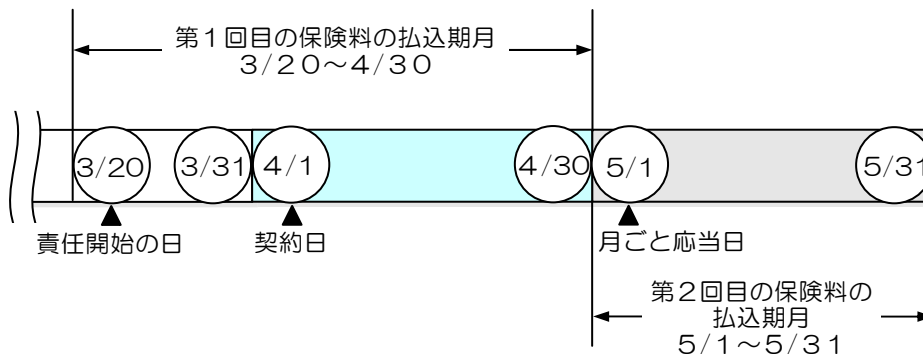
払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。

○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



注意

■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを催告します。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

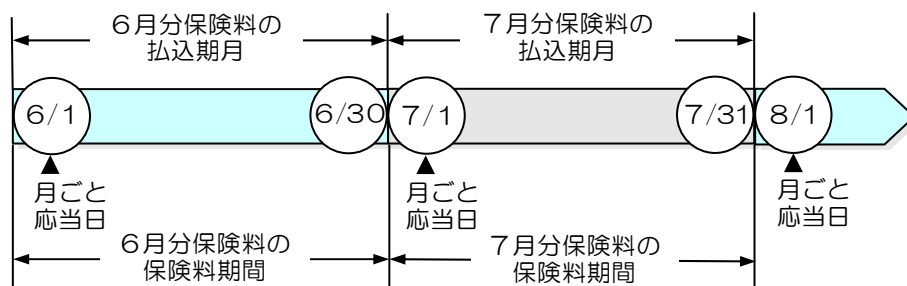
○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。①

○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

＜保険料期間の例1＞

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

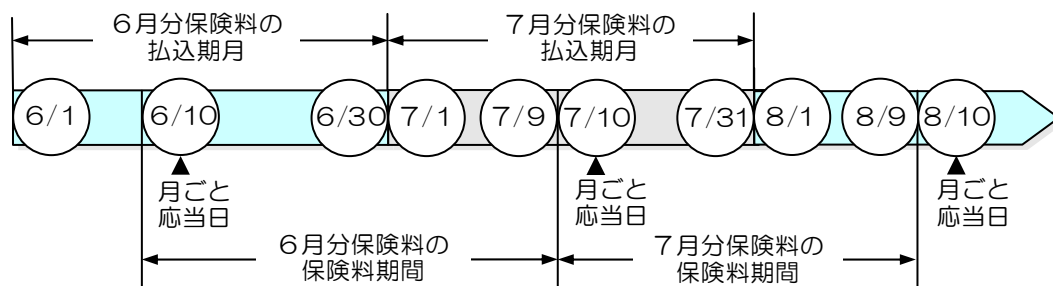


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

＜保険料期間の例2＞

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の
請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

10 保険料の払込みの催告とご契約の解除

催告と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

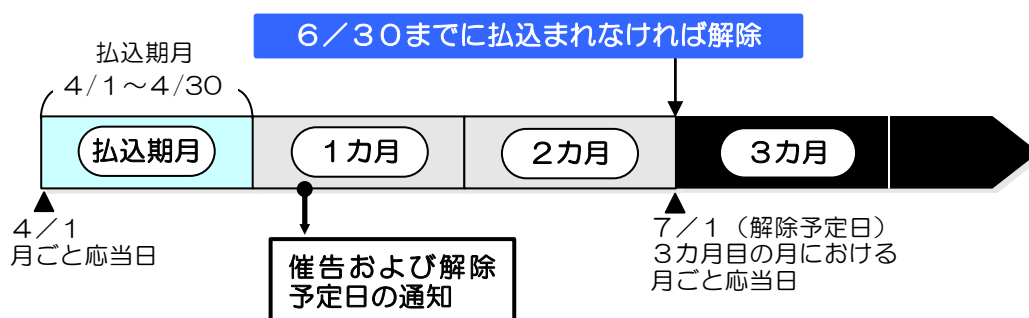
○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。

- ・保険料の払込みの**催告**^①
- ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

＜保険料の払込みの催告とご契約の解除の例＞

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



○この場合、**解約払戻金**^②から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。

① 催告

払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

② 解約払戻金

「15. 解約と解約払戻金」参照

③ 詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

④ 詳細は、「19. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

⑤ 営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日（2016年1月現在の取扱いです。）



■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^③

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^④

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

■解除予定日の前日が**営業日**^⑤でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除されたご契約を元に戻すことはできません。

11 年金等の請求

年金開始前の取扱い

年金開始の手続きの際に申出ることにより、年金の種類を変更することができます。
また、契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。^①

(1) 年金の種類の変更

○次の中から、所定の範囲内で年金の種類を変更することができます。

- ・ 10年確定年金
- ・ 5年保証期間付終身年金

○契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって年金の種類を変更することができます。^②



■年金の種類の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が取扱っている年金の種類に限ります。

■年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金種類の変更はできません。

(2) 後継年金受取人の指定

○契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。

年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。^③

○契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡時支払金受取人が後継年金受取人となります。^④

年金の請求方法

年金の請求に際しては、当社からの案内に沿い、すみやかに手続きください。^⑤

○記入いただく書類は郵送または担当者が案内します。

○年金受取人が年金を請求できない所定の事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって年金を請求することができます。^⑥

① それぞれの変更・指定の申出は、年金開始日の前日まで受付けます。

② 契約者と被保険者が同一人である場合に限りま

詳細は、「12. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

③ 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合、後継年金受取人は、年金受取人の法定相続人である必要があります。

④ 次の場合は、死亡時支払金受取人が後継年金受取人とならないため、後継年金受取人を指定する必要があります。

- ・ 死亡時支払金受取人が2人以上いるとき
- ・ 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合で、死亡時支払金受取人が年金受取人の法定相続人でないとき

個人年金保険料税制適格特約の詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

⑤ 年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。

詳細は、「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」を確認ください。

⑥ 被保険者と年金受取人が同一人である場合に限りま

詳細は、「12. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

死亡一時金の請求方法

死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。^①

○死亡一時金の支払事由に該当した場合は、担当のニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。お客様に準備いただく書類^②等、詳しい説明をします。

○記入いただく書類は郵送または担当者が案内します。

①死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。

詳細は、「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」を確認ください。

②お客様に準備いただく書類

書類の準備にかかる費用はお客様のご負担となります。

③年金

年金とともに支払われる金銭を含みます。

④死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金が対象となります。

年金の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は年金受取人から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に送金します。

○当取扱いの対象は、次のすべての条件を満たす年金^③です。

- ・10年確定年金の場合は第2回目以後の年金であること
- ・5年保証期間付終身年金の場合は第2回目以後の保証期間中の年金であること
- ・被保険者と年金受取人が同一人であること
- ・死亡一時金の支払事由に該当した旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までにないこと
- ・その他当社の定める基準を満たすこと

○年金のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。

○当取扱いの対象となる場合、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取扱い、支払時期はそれぞれの年金支払基準日の翌日から5営業日以内となります。

○支払時期をこえて年金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■年金をお支払いした場合で、すでに死亡一時金の支払事由に該当していたときには、当社は年金を受取った人にその返還を請求することができます。^④

この場合、死亡一時金を支払うときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

■死亡一時金のお支払いが正確に行われるよう、死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

年金等のお支払いの時期

当社は、年金等の請求にかかる必要書類が当社に到達した日^①の翌日から5営業日以内に年金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^②以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^③ ア. 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^④ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて年金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■年金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いできません。

① 完備された書類が当社に到達した日をいいます。

② 営業日
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月31日から翌年1月3日（2016年1月現在の取扱いです。）

③ (2)に該当しない場合に限りです。

④ (1)の「イ」の確認を行う場合に限りです。

「契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

「契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

12 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

年金受取人が年金を請求できないときや、契約者が年金の種類を変更できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○被保険者と次の関係にある人1名を指定代理請求人に指定できます。

指定代理 請求人の 範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍上の配偶者 ・ 直系血族 ・ 兄弟姉妹 ・ 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 <p>なお、年金の請求または年金の種類の変更を行う場合、請求時においても、この範囲内であることを要します。</p>
--------------------	---

○指定代理請求できる場合は、次のとおりです。

年金の 請求 ^①	<p>年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・ その他年金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
年金の種類 の変更 ^②	<p>契約者が年金の種類を変更できない次の事情があるとき、代理請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の種類の変更を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・ その他年金の種類を変更できない特別な事情があると当社が認めた場合

①年金の請求
被保険者と年金受取人が同一人である場合に限りません。

②年金の種類の変更
契約者と被保険者が同一人である場合に限りません。

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

○指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、年金の種類の変更に関する事項および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



- **指定代理請求人として年金を請求できない場合があります。**
故意に年金受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として年金を請求できません。
- **年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその年金を請求いただいてもお支払いできません。**
- **年金受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。**

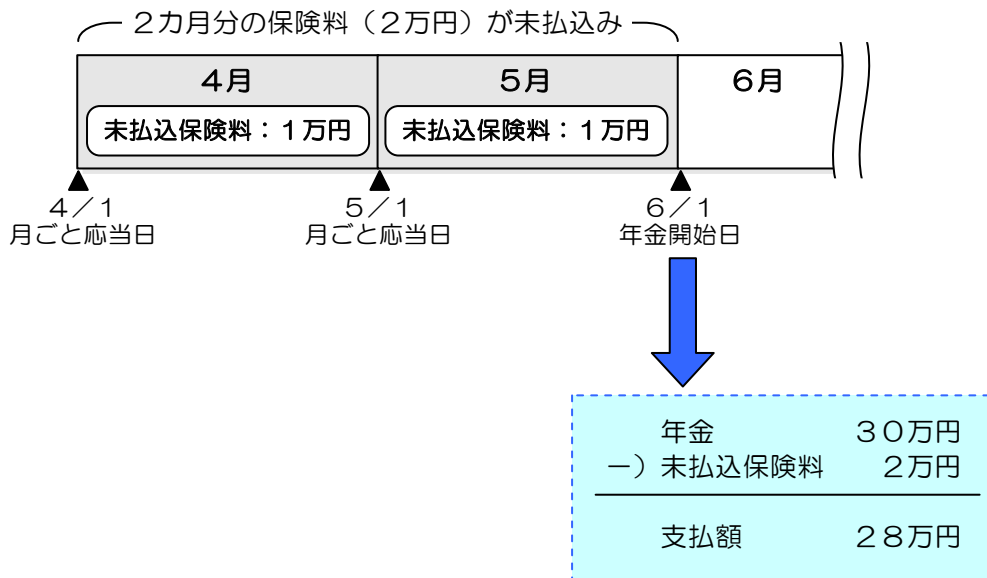
13 年金のお支払い時の保険料の精算

年金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、年金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○年金の支払事由に該当した場合で、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする年金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

《未払込保険料がある場合の年金のお支払い例》

- 年金額：30万円
- 4月、5月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- 年金開始日：6/1



注意

■お支払いする年金から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、年金をお支払いできません。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

14 年金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合等は、当社は年金等をお支払いできません。^①

(1) 支払事由に該当しない場合

○年金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

例えば、年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、年金をお支払いできません。この場合、**解約払戻金**^②と同額の死亡払戻金を**死亡時支払金受取人**^③にお支払いします。^④

(ただし、**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合**^⑤は、死亡払戻金をお支払いできません。この場合、解約払戻金を契約者にお支払いします。^④)

また、5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保険期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

(2) 詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または年金受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社にご契約を取消することがあります。

この場合、年金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(3) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。

この場合、年金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(4) 重大事由による解除の場合

○次の(A)～(C)の事項に該当した場合、当社にご契約を解除することがあります。この場合、年金等をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^④

(A) 年金等の請求に関して、年金受取人に詐欺があったとき^⑥

(B) 契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人が、**反社会的勢力**^⑦に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**^⑧を有していると認められるとき

(C) 上記(A)(B)のほか、当社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、当社にご契約または特約の存続が困難と判断する、上記(A)(B)と同等の重大な事由があるとき

①お支払いできない場合の詳細は、約款を確認ください。

②**解約払戻金**
「15. 解約と解約払戻金」参照

③**死亡時支払金受取人**
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

④未払込保険料がある場合、死亡払戻金または解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

⑤**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合**
故意に被保険者を死亡させた人が、死亡払戻金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

⑥未遂の場合を含みます。

⑦**反社会的勢力**
暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑧**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**
反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、年金受取人もしくは死亡時支払金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

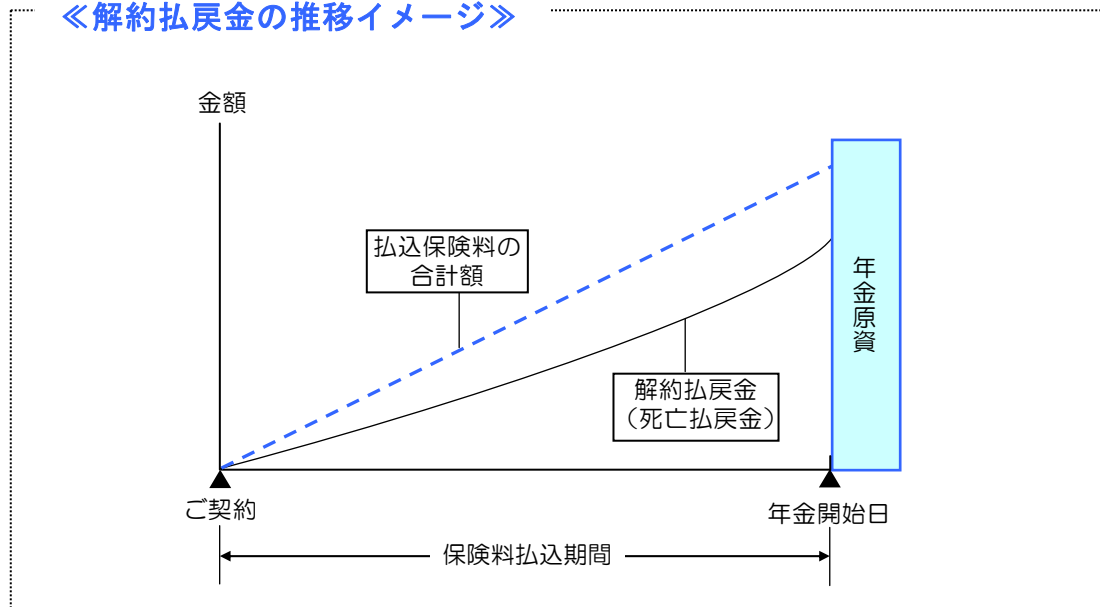
15 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^{①②}
 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社をお支払いします。
 解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。

- 解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、担当のニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。
- 解約払戻金は、低く設定しています。
 また、生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられます。
 したがって、解約払戻金は、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険料払込期間等により異なります。

《解約払戻金の推移イメージ》



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^③にお支払いします。

①第1回年金支払基準日が到来している場合は、解約できません。

②解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「17. ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

③死亡時支払金受取人

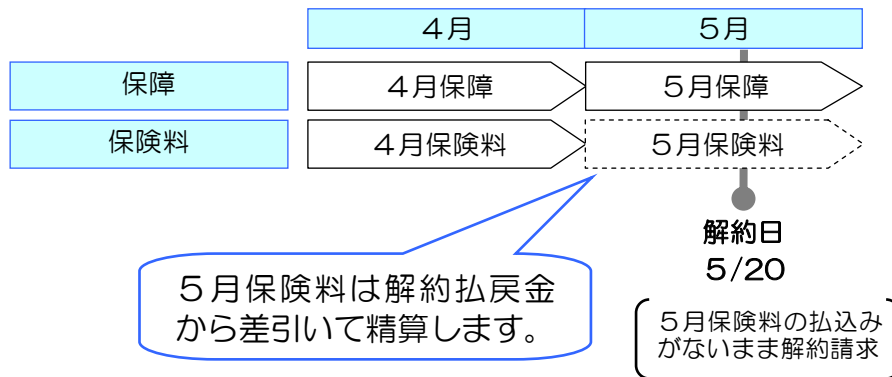
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

○解約請求時までに到来している**保険料期間^①**の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^②

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

《解約請求時の未払込保険料の取扱例》

【例】 契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払込回数：月払



① 保険料期間

「9. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

② 年金開始日前に被保険者が死亡した場合、お支払いする死亡払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

16 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。^①なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。			
	<table border="1"> <tr> <td>貸付金額の上限</td> <td>解約払戻金額^②の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^③</td> </tr> <tr> <td>貸付金額の下限</td> <td>当社の定める金額</td> </tr> </table>	貸付金額の上限	解約払戻金額 ^② の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額 ^③	貸付金額の下限
貸付金額の上限	解約払戻金額 ^② の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額 ^③			
貸付金額の下限	当社の定める金額			
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^④ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。			
利息	所定の利率 ^⑤ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。			
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。			
精算	<ul style="list-style-type: none"> 年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。 精算後の責任準備金により計算される年金額が当社の定める限度を下回る場合は、年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。この場合、年金開始日の前日にご契約は消滅し、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を支払うべき金額から差引きます。 解約払戻金、死亡払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、解約払戻金、死亡払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。 			

○貸付期間満了時まで新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^④



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせてご確認ください。

①貸付は、年金開始日前に限り行います。

②解約払戻金額
「15. 解約と解約払戻金」参照

③年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

④貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



⑤所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

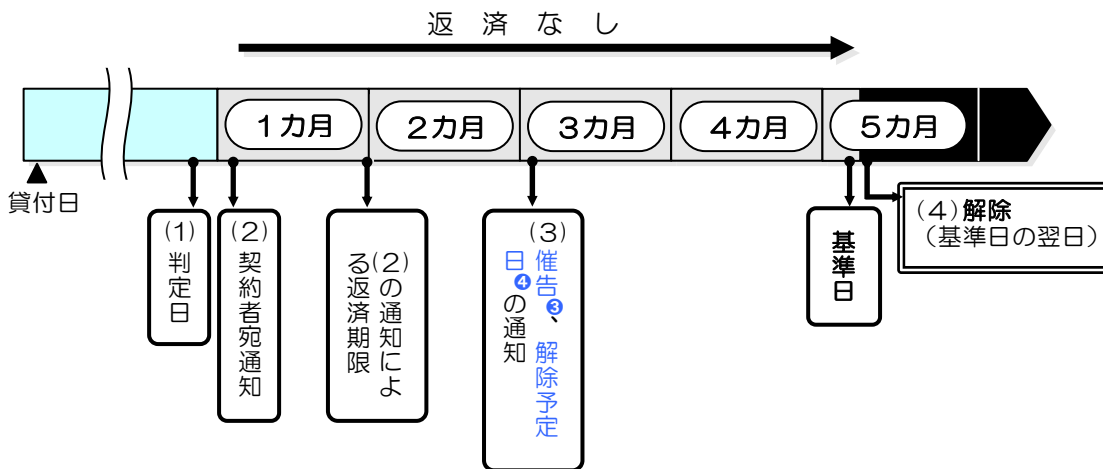
貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日^①**においてその金額が**解約払戻金額^②**を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 <ul style="list-style-type: none"> 貸付金の元利金の返済の催告 基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日^⑤**をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①基準日

「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

②解約払戻金額

「15. 解約と解約払戻金」参照

③催告

貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

④解除予定日

「基準日の翌日」をいいます。

⑤新たな基準日

「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。

①詳細は、「19. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。①

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができます場合があります。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

17 ご契約後の保障内容の見直し

※2016年4月現在の取扱いを記載しています。

なお、この保険には、以下のような保障内容を見直す取扱いはありません。

- ・現在のご契約の責任準備金等を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直す取扱い
- ・解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更する取扱い

年金額の減額

年金額を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

- 年金額を減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金^①があるときは、これを契約者にお支払いします。
- 解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。



■次に該当する場合、年金額の減額はできません。

- ・減額後の年金額が当社の定める限度^②を下回る場合
- ・年金開始日が到来している場合

※上記のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^③
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

①解約払戻金
「15. 解約と解約払戻金」参照

②当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

③詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

18 年金受取人等の変更

年金受取人の変更

契約者は、年金受取人を変更することができます。
また、年金受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

- 年金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類^①**を提出してください。
変更後の年金受取人は契約者と被保険者のうちから1人を指定ください。^②ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- 遺言^③**による年金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。
なお、遺言による年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。



■年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の年金受取人に年金をお支払いしたときは、その後、変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、当社は年金を変更後の年金受取人にお支払いできません。

死亡時支払金受取人の変更

契約者は、死亡時支払金受取人を変更することができます。
また、死亡時支払金受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

- 死亡時支払金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類^①**を提出ください。ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。
- 遺言^③**による死亡時支払金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。
なお、遺言による死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。



■死亡時支払金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、当社は死亡払戻金を変更後の死亡時支払金受取人にお支払いできません。

①**必要書類**
別表1参照

②個人年金保険料税制適格特約を付加している場合、年金受取人の変更はできません。

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

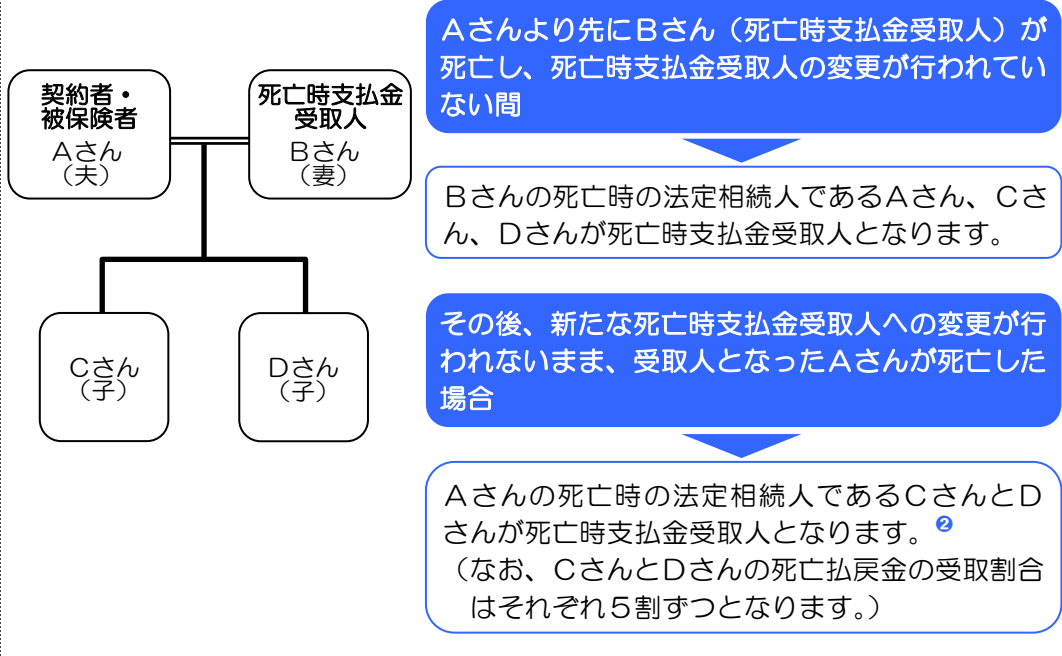
③**遺言**
法律上有効な遺言に限ります。

死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡時支払金受取人が死亡した場合は、すみやかに死亡時支払金受取人を変更ください。

○新たな死亡時支払金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡時支払金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。^①

《死亡時支払金受取人の例》



①受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

②被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

19 住所等の変更にもなう手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越し等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。

住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなる場合があります。

○次のような場合は、担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・年金受取人・後継年金受取人の変更
- ・死亡時支払金受取人の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・契約者の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・改姓・改名
- ・生命保険料控除証明書の再発行

等



当社のホームページ（ご契約者さま専用サービス）でも、次の手続きができます。^①

- ・住所・電話番号の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行

（2016年4月現在）

①契約者が個人の場合に限り利用できます。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの催告および解除予定日の通知^②**が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることとなります。

②保険料の払込みの催告および解除予定日の通知

「10. 保険料の払込みの催告とご契約の解除」参照

20 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2016年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

この保険の保険料は、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除^①の対象となります。

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

＜所得税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

＜住民税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

①個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合に限り、個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除が適用されます。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①
ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

① 保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

年金等の税法上の取扱い

年金等の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

(1) 年金等の課税取扱

○年金等の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。

税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

・年金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税 ^① (雑所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	妻	妻	贈与税 ^②
			夫	所得税 ^{①③} (雑所得)

なお、年金の一括支払^④を行った場合、次のとおり税金がかかります。

年金の種類	税の種類
5年保証期間付終身年金	所得税 ^① (雑所得)
10年確定年金	所得税 ^① (一時所得)

・死亡払戻金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 ^① (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

* 上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。(具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

(2) 死亡払戻金の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡時支払金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡払戻金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。



■ 次のすべてを満たす場合に、受取額から払込保険料総額^⑤を差引いた金額に対し、源泉分離課税が適用され、税金が源泉徴収されることがあります。

- ・ 保険料の一括払込または前納等により一時払性^⑥があると判断される場合
- ・ 契約日から5年以内に、10年確定年金について年金の一括支払を行った場合

① 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
(2016年1月現在)

② 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

③ 年金受取時に課税されます。1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

④ 年金の一括支払「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑤ 払込保険料総額受取額が払込保険料総額より少ない場合は、受取額を上限とします。

⑥ 一時払性 次のいずれかに該当することをいいます。

- ・ 契約日以後1年以内に保険料総額の50%以上を払込むこと
- ・ 契約日以後2年以内に保険料総額の75%以上を払込むこと

21 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合
- （2）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （3）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合

- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
 - (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合
- お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。
〈お問合せ先〉
一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

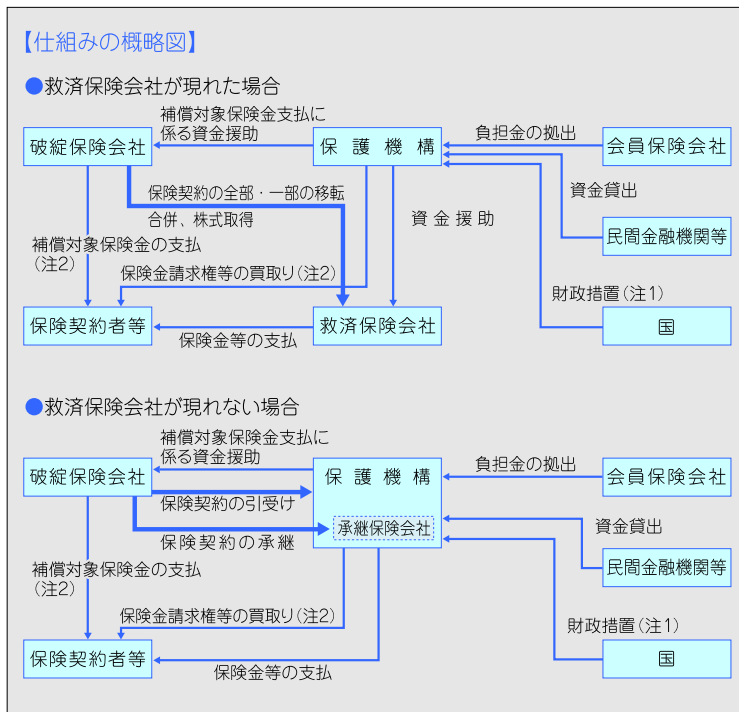
- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際に資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- $$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
- （※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

「契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

「契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の 共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

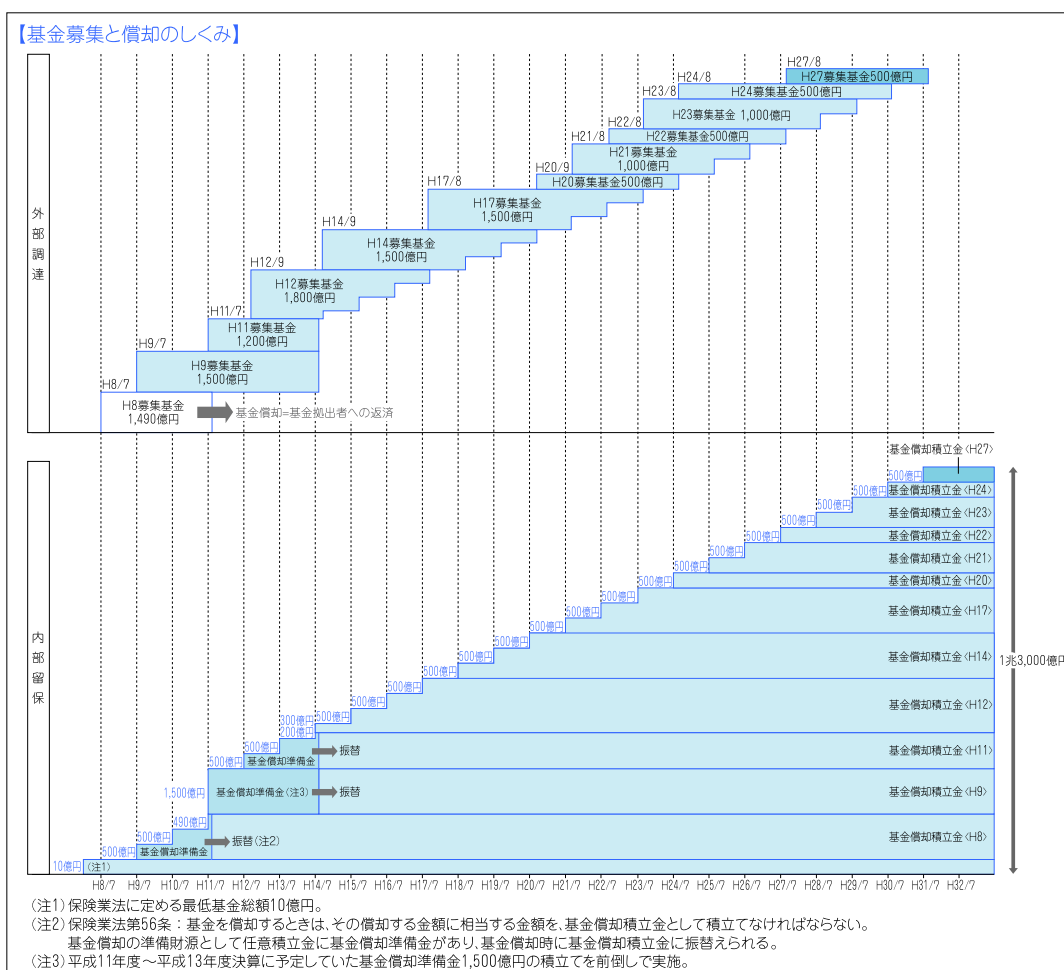
※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成27年度
①募集額	500億円	1,000億円	500億円	500億円
②償却期間	5年	6年以内	6年	4年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定・ ステップアップ [®])	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

- これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆3,000億円となっております。



(2016年4月現在)

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
- また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、昭和50年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

○総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

日本生命保険相互会社 企画総務部

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2016年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ(<http://www.nissay.co.jp>)
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、
担当のニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコ
ールセンターに連絡ください。

定 款

(昭和22年5月2日制定)

(平成27年7月2日改正)

第1章 総 則

第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。
英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役、取締役会および監査役のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査役会
 - 二 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第3章 総代会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。
但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票(以下「社員投票」という。)によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日(第2項の場合には投票締切日をいう。)の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条 (社員投票)

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条 (議決権およびその代理行使)

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当社に提出しなければならない。

第18条 (議長)

総代会の議長には社長が当り、社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条 (決議方法)

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条 (定時総代会の招集)

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条 (臨時総代会の招集および招集請求権)

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めるときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会

第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

当会社の取締役は、25名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議によって選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、名誉会長、会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選

定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。

- 2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第34条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第35条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査役および監査役会

第36条（員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第37条（選任）

監査役は、総代会の決議によって選任する。

第38条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条（常任監査役および常勤の監査役）

- 1 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。
- 2 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第40条（監査役会）

監査役会は、すべての監査役で組織する。

第41条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第42条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第43条（報酬等）

監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第44条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第8章 計 算

第45条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第46条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第47条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第48条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第46条による処分をすることができない。

第9章 基 金

第49条（基金の総額）

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆3000億円とする。

第50条（基金拠出者の権利）

- 1 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第51条（基金の償却方法）

- 1 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第46条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑 則

第52条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 平成23年7月5日付改正に関する経過措置
平成23年7月5日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第50条関係
 - 1 平成23年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は6年以内に行う。
 - 2 平成23年度に募集した基金が償却された時。
- 2 平成24年7月3日付改正に関する経過措置
平成24年7月3日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第50条関係
 - 1 平成24年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は6年以内に行う。
 - 2 平成24年度に募集した基金が償却された時。
- 3 平成27年7月2日付改正に関する経過措置
平成27年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第50条関係
 - 1 平成27年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は4年以内に行う。
 - 2 平成27年度に募集した基金が償却された時。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”
を記載しています。

約款条項の基本的な構成

○約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款 第13条（保険料の払込）の規定の場合（第3項以下は省略）

第13条

第13条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

(1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

第2号

(2) 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

(1) 第1回保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間
(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

- 第1条 年金開始日、年金支払基準日
- 第2条 年金の種類
- 第3条 年金の種類または年金支払期間の変更
- 第4条 死亡一時金の支払に代えての年金の支払
- 第5条 年金の一括支払

2. 受取人

- 第6条 年金受取人
- 第7条 後継年金受取人
- 第8条 年金受取人または後継年金受取人の変更
- 第9条 遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

- 第10条 総則

4. 会社の責任開始期

- 第11条 会社の責任開始期

5. 契約締結時の書面

- 第12条 契約締結時の書面

6. 保険料の払込

- 第13条 保険料の払込
- 第14条 保険料の払込方法（経路）
- 第15条 保険料の一括払込または前納
- 第16条 払込期月内に保険料の払込がない場合

7. 請求、年金等の支払時期および支払場所

- 第17条 請求の手続き
- 第18条 指定代理請求人による請求
- 第19条 年金等の支払時期および支払場所

8. 保険契約上の保全取扱

- 第20条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第21条 年金額の減額
- 第22条 保険契約者に対する貸付

9. 保険契約者

- 第23条 保険契約者
- 第24条 保険契約者の住所の変更

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第25条 詐欺による取消
- 第26条 不法取得目的による無効

11. 告知

- 第27条 告知

12. 重大事由による解除

- 第28条 重大事由による解除

13. 解約

- 第29条 解約

14. 払戻金

- 第30条 払戻金

15. 被保険者の死亡等

- 第31条 被保険者の死亡
- 第32条 死亡時支払金受取人
- 第33条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第34条 保険料等の払戻に関する取扱

16. 社員配当

- 第35条 社員配当金の割当
- 第36条 社員配当金の分配

17. その他

- 第37条 契約年齢の計算
- 第38条 契約年齢または性別の誤りの処理
- 第39条 時効

低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障を行わず、年金開始日までの期間の解約払戻金の水準を低く設定することで、年金開始日以後の生存保障を重点的に行なうことを目的とした保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

第1条（年金開始日、年金支払基準日）

- 年金開始日は、被保険者の年齢（第37条（契約年齢の計算）に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）が、この保険契約の締結の際に約定した年金開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日（以下、契約日の年単位の応当日を「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）をいいます。
- 年金支払基準日はつぎの各号のとおりとします。なお、年金の支払時期は、第19条（年金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。
 - 第1回年金支払基準日
年金開始日
 - 第2回目以後の年金支払基準日
第1回年金支払基準日の毎年の応当日

第2条（年金の種類）

- 年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者の申出によって定めます。

（1）保証期間付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が、年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

（2）確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	将来の年金の現価に相当する金額	

- 前項第1号に定める保証期間付終身年金の保証期間は5年とします。

第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）

- 保険契約者は、年金開始日の前日に、会社の定める範囲内で、つぎの各号の変更をすることができます。ただし、年金開始日の前日に会社が取り扱っている年金の種類および年金支払期間に限ります。

（1）年金の種類の変更

（2）選択する年金の種類が確定年金の場合の年金支払期間の変更

- 会社は、本条の規定にかかわらず、年金の種類または年金支払期間の変更後の年金額が会社の定める限度を下回る場合は、年金の種類または年金支払期間の変更を取り扱いません。

第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）

- 第2条（年金の種類）の規定にかかわらず、年金受取人は、死亡一時金の支払に代えて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、継続して年金を受け取ることができます。

（1）保証期間付終身年金

保証期間中

（2）確定年金

年金支払期間中

- 前項の場合、この保険契約は、年金の種類に応じてつぎの時に消滅します。

（1）保証期間付終身年金

保証期間が満了した時

(2) 確定年金

年金支払期間が満了した時

第5条 (年金の一括支払)

年金開始日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、つぎの金額の一括支払（この取扱を以下、「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間中の最後の年金支払基準日前に限ります。

(1) 保証期間付終身年金

保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、年金の一括支払を行なったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの保険契約は消滅します。

(2) 確定年金

将来の年金の現価に相当する金額。この場合、この保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

2. 受取人

第6条 (年金受取人)

1 保険契約者は、保険契約者または被保険者のうちから年金受取人を1人指定して下さい。

2 年金受取人は、年金開始日に、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第7条 (後継年金受取人)

1 保険契約者は、年金開始日の前日に、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を1人指定して下さい。

2 前項の規定にかかわらず、年金開始日の前日において、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合で、第32条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるとき（死亡時支払金受取人が2人以上いる場合または第32条第3項の規定が適用される場合を除きます。）は、死亡時支払金受取人を後継年金受取人とします。ただし、保険契約者は、年金開始日の前日に、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人以外の1人の者を後継年金受取人に指定することができます。

3 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。

4 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に後継年金受取人の変更が行なわれていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行ないません。

(1) 被保険者

(2) 前号に該当する者がいない場合

年金受取人の法定相続人

5 前項第2号の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおりとします。

(1) その受取割合は均等割合とします。

(2) 当該後継年金受取人の中から他の後継年金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

6 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

7 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を1人指定して下さい。

第8条 (年金受取人または後継年金受取人の変更)

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。

2 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから1人指定することを要します。ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

3 年金開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

4 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人として1人の者を指定することを要します。

5 第1項または前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人（前項の場合は後継年金受取人。以下、本項において同じ。）に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第9条 (遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更)

1 前条（年金受取人または後継年金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、つぎに定める受取人の変更をすることができます。

(1) 年金受取人の変更

(2) 後継年金受取人の変更

2 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3 第1項第1号に定める年金受取人の変更については、前2項に定めるほか、前条第2項および第3項の規定を準用します。

- 4 第1項第2号の規定により変更された後継年金受取人については、第7条（後継年金受取人）第5項第2号の規定を準用します。
- 5 前4項による受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第10条（総則）

本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。

4. 会社の責任開始期

第11条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行いません。

5. 契約締結時の書面

第12条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 年金額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

6. 保険料の払込

第13条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約当日からその翌年の契約当日の前日までの期間

- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

- (1) 保険契約の消滅（第25条（詐欺による取消）または第26条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
(2) 第21条（年金額の減額）の規定による年金額の減額

- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと当日から翌月の月ごと当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。

- (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと当日
(2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約当日の前日

第14条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
(2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
(3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
(4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
(2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
(3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約

- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。

- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
(2) 第1項第4号の場合 団体保険料率

- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第15条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
(ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
(イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。

(ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第21条（年金額の減額）の規定により年金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

- (2) 年払契約の場合
(ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
(イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。
(ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約当日ごとに保険料の払込に充当します。
(エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第21条の規定により年金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

第16条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第13条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第24条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合は、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと当日の前日までに年金の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（年金およびその他の支払

うべき金額をいいます。)から差し引きます。

- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、年金を支払いません。

7. 請求、年金等の支払時期および支払場所

第17条（請求の手続き）

- 1 年金または死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、支払事由が生じた年金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2回目以後の年金（年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、第2回目以後の保証期間中の年金）の請求については、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡一時金の支払事由が生じた旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。
- 4 会社が年金受取人に年金（年金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡一時金の支払事由が生じていたときには、会社は、死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡一時金が支払われることとなるときは、会社は年金受取人に死亡一時金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）に定める年金の種類または年金支払期間の変更
 - (2) 第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）に定める死亡一時金の支払に代えての年金の支払の請求
 - (3) 第5条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払の請求
 - (4) 第7条（後継年金受取人）に定める後継年金受取人の指定に関する通知
 - (5) 第8条（年金受取人または後継年金受取人の変更）に定める年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
 - (6) 第9条（遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更）に定める遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
 - (7) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定、指定代理請求人による年金の請求または指定代理請求人による年金の種類もしくは年金支払期間の変更
 - (8) 第20条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (9) 第21条（年金額の減額）に定める年金額の減額
 - (10) 第22条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - (11) 第23条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (12) 第29条（解約）に定める解約
 - (13) 第31条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
 - (14) 第32条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
 - (15) 第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
 - (16) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（年金等の支払を除きます。）

第18条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 前2号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の年金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
- 4 第3条（年金の種類または年金支払期間の変更）第1項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、保険契約者が年金の種類または年金支払期間の変更を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の年金の種類または年金支払期間を変更できない特別な事情があると会社が認めたとときは、第1項および第2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、保険契約者の代理人として年金の種類または年金支払期間の変更をすることができます。
- 5 指定代理請求人が第3項の請求または前項の変更を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第3項の規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に年金受取人を第3項に定める年金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の重大事由による解除の通知については、第28条(重大事由による解除)第2項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第19条(年金等の支払時期および支払場所)

- 年金等は、第17条(請求の手続き)に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 第17条第3項本文の場合、前項中「第17条(請求の手続き)に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを、「それぞれの年金支払基準日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 年金等を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時までに関し、会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません(ただし、第17条第3項本文の場合を除きます。)。この場合には、第1項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第17条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第28条(重大事由による解除)第1項第2号(ア)から(オ)までに該当する事実(同条第7項の規定により同条第1項第2号の規定を読み替えて適用する場合を含みます。))の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第17条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
 - 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - 前項第2号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 前2項の規定を適用する場合には、会社は、年金等を請求した者に通知します。
- 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- 第17条第5項第16号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の年金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた可能性がある場合は、被保険者が死亡した原因の確認について、前4項の規定を準用します。

8. 保険契約上の保全取扱

第20条(保険料払込方法(回数)の変更)

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法(回数)を相互に変更することができます。

第21条(年金額の減額)

- 保険契約者は、年金額の減額を請求することができます。
- 本条の請求により年金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。
 - 減額後の年金額が会社の定める限度を下回る減額
 - 年金開始日が到来している保険契約の減額

第22条(保険契約者に対する貸付)

- 保険契約者は、年金開始日前に限り、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 第3項の場合で、貸付期間の満了日が年金開始日以後となるときは、貸付期間の満了日は年金開始日の前日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間

が満了したものと、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのかえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。

- (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 年金額を減額したとき
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 年金開始日の前日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、年金開始日の前日に責任準備金から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、差し引き後の責任準備金によって計算される年金額が会社の定める金額に満たないときは年金の支払を行わず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、保険契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものと、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 9 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をかえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 10 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 11 前2項の通知を行なう場合、第24条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 12 第10項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 13 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第10項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第9項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 14 第10項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

9. 保険契約者

第23条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、年金開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第24条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第26条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

11. 告知

第27条（告知）

会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知および会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

12. 重大事由による解除

第28条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) この保険契約の年金等の請求に関し、年金受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または年金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (3) 前2号のほか、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前2号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 3 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第23条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。年金受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 4 本条の規定により保険契約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に年金等の支払事由に該当し、その年金等が支払われる場合
会社は、解除された日における解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 前号以外の場合
会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日における解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。
- 5 第1回年金支払基準日以後に本条の規定により保険契約が解除された場合には、前項中「解約払戻金」とあるのは、年金の種類に応じて、つぎのとおり読み替えます。
 - (1) 保証期間付終身年金
「保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（なお、保証期間経過後は支払う金額はありません。）」
 - (2) 確定年金
「将来の年金の現価に相当する金額」
- 6 第1項第2号のみに該当した場合で、第1項第2号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、その年金受取人に対応する部分についてのみ本条の規定を適用するものとします。
- 7 死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第2号中「保険契約者、被保険者または年金受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または年金受取人」とあるのは「保険契約者、年金受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第2号の規定を適用します。

13. 解約

第29条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
- 2 会社は、前項の規定にかかわらず、第1回年金支払基準日が到来している保険契約の解約は取り扱いません。
- 3 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

14. 払戻金

第30条（払戻金）

- 1 解約払戻金は、この保険契約の経過した年月数により計算した金額に、70%を乗じて計算します。
- 2 責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

15. 被保険者の死亡等

第31条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 前項の場合、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第34条（保険料等の払戻に関する取扱）第2項から同条第4項までの規定を準用して支払います。
- 3 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前2項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - （1）死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
 - （2）会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - （3）死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 4 被保険者の死亡により会社が死亡払戻金または解約払戻金を支払う場合、この保険契約の消滅時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第32条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第13条（保険料の払込）、第15条（保険料の一括払込または前納）および第36条（社員配当金の分配）の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を次項の規定により支払います。
 - （1）第13条に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - （2）第13条に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - （3）第15条により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - （4）第36条に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金（年金開始日前の場合に限ります。）
- 2 前項に定める支払うべき金額については、保険契約者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、保険契約者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。
 - （1）この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第18条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - （2）前号に該当する者がいない場合
配偶者
 - （3）前2号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 3 前項の規定により、会社が第1項に定める支払うべき金額を支払った場合には、その後重複してその金額の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 故意に被保険者を死亡させた者は、第2項に定める請求を行なうことができません。

- 5 被保険者が死亡した場合、死亡時支払金受取人がいるときは、前4項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
- (1) 第13条、第15条および第36条の規定にかかわらず、会社は、第1項に定める支払うべき金額を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
- (2) 前号の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第1項に定める支払うべき金額をその他の死亡時支払金受取人に支払います。

16. 社員配当

第35条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につぎの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
- (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する年金開始日前の保険契約
- (2) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する年金開始日前の保険契約
- (3) つぎの事業年度中に、年金開始日が到来する保険契約
- (4) つぎの事業年度中に、年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
- (5) つぎの事業年度中に、死亡一時金の支払により消滅する保険契約
- (6) つぎの事業年度中に、保証期間経過後の被保険者の死亡により消滅する保険契約
- (7) つぎの事業年度中に、年金支払期間が満了する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第36条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
- (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、つぎの保険年度の契約応当日が年金開始日のときには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
- (2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
- (ア) 保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- (イ) 年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に第22条（保険契約者に対する貸付）の規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する方法で分配します。
- 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
- (1) つぎの保険年度の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。
- (2) 選択する年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一括支払が行なわれた保険契約については、つぎのとおり分配します。
- (ア) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、つぎの保険年度の契約応当日が保証期間経過後最初に到来する年金支払基準日である場合には、割り当てた社員配当金は年金とともに支払います。
- (イ) (ア)によって積み立てた社員配当金は年金受取人の請求があったとき、保険契約が消滅したときまたは保証期間経過後の最初の年金支払の際に、年金受取人に支払います。
- 5 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、死亡一時金とともに年金受取人に支払います。
- 6 前条第1項第6号および第7号の規定により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。
- 7 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
- (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
- (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
- (3) 第3項、第4項および第5項の規定に準じて分配する方法

17. その他

第37条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。

第39条（時効）

年金等、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

個人年金保険料税制適格特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、年金保険契約または低解約払戻金型長寿生存保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

第1条（特約の付加）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が会社の定める基準のほか、つぎのいずれも満たす場合に限りです。

- （1）年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- （2）年金受取人は被保険者と同一人であること
- （3）保険料払込期間が10年以上であること
- （4）年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

第2条（税制適格のための特別取扱）

この特約が付加されている保険契約については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約の約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- （1）年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
主約款の社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- （2）解約払戻金その他の払戻金の取扱
会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - （ア）主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金額
 - （イ）主契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
 - （ウ）保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額
- （3）主約款に定める貸付金が年金開始日前に返済されない場合の取扱
主約款に定める貸付金があるままで年金開始日が到来したときは、保険契約者の申出により、つぎのいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - （ア）貸付金の元利金を会社が支払うべき第1回目の年金から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか会社の定める金額をこえる場合は、（イ）の方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - （イ）年金の一括支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか会社の定める金額をこえる場合は、主契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金開始日の前日における主契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- （4）保険契約の内容の変更等の取扱
主契約の内容の変更等については、つぎのとおり取り扱います。
 - （ア）前条（特約の付加）の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の基準に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
 - （イ）主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金がか会社の定める払戻金の一定割合をこえることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。
- （5）主約款に定める後継年金受取人の取扱
 - （ア）主約款に定める後継年金受取人は年金受取人の法定相続人であることを要します。
 - （イ）主約款に定める後継年金受取人に関する規定における死亡保険金受取人を後継年金受取人とする取扱は、死亡保険金受取人が年金受取人の法定相続人でない場合は適用しません。

第3条（特約の消滅）

1 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- （1）主契約が消滅したとき
- （2）保険料払込免除特約により、主契約の保険料の払込が免除されたとき

- (3) 保険契約者が変更され、第1条（特約の付加）第1号に定めるこの特約の締結時の基準に反することとなったとき
2 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条（税制適格のための特別取扱）第2号および第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第2号の規定により積み立てられた金額があるときは、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。

第4条（特約の解約）

この特約だけの解約はできません。

第5条（主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合の特則）

主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡により第2条（税制適格のための特別取扱）第1号または第2号の支払うべき金額を会社が支払うときは、主約款の保険料等の払戻に関する取扱に関する規定に定める、保険契約者の他の法定相続人を代理して請求する場合の取扱を準用します。
- (2) 被保険者が死亡した場合、死亡時支払金受取人がいるときは、前号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第2条第1号および第2号の規定にかかわらず、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
- (イ) (ア)の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額をその他の死亡時支払金受取人に支払います。
- (3) 第2条第5号（イ）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。
- (4) 主約款の規定により、年金の一括支払が行なわれた保険契約については、第1回年金支払基準日以後に割り当てた社員配当金は、保証期間中は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払基準日以後の年金支払基準日に、会社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人に支払います。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により、この特約が付加された主契約が特定契約として取り扱われている場合は、特定契約の普通保険約款、特約の約款または第2条（税制適格のための特別取扱）第1号の規定にかかわらず、すべての特定契約につぎの各号の規定を適用します。

- (1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
- 特定契約の普通保険約款に定める社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に特定契約に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 主契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合
- 積み立てた社員配当金については、保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- (イ) 主契約の消滅後も他の特定契約がある場合
- 積み立てた社員配当金については引き続き積み立て、他の特定契約の普通保険約款における複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める社員配当金を合算して積み立てる場合の規定にもとづき取り扱います。
- (2) 解約払戻金その他の払戻金の取扱
- 主契約を除く特定契約において会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- (ア) 解約または減額された場合に支払うべき払戻金
- (イ) 特定契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
- (ウ) 保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特約）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき

(4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。

2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限りします。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 2 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがいが、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（諸変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出て下さい。
- 2 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (4) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 会社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第3号、第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。
- 3 第1項第4号、第5号または第6号の規定に該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（甲）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体を保険契約者とし、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける団体所属員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）被保険者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）被保険者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）被保険者が団体を脱退したとき
 - （2）事業保険扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（乙）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体を保険契約者とし、団体の所属員または構成員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 被保険者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 年金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 死亡一時金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第2条) 継続して年金を受け取る方法 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 年金の一括支払金 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による年金の請求 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票 (5) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (6) 年金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (7) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
5. 年金の種類または年金支払期間の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 指定代理請求人による年金の種類または年金支払期間の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 年金の種類または年金支払期間を変更できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
7. 後継年金受取人の指定 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 年金受取人または後継年金受取人の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人。(4)、(5)において同じ。)の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 指定代理請求人の指定・変更指定 (低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
11. 保険料払込方法（回数）の変更 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第20条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 年金額の減額 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第21条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 保険契約者に対する貸付 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第22条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 保険契約者の変更 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第23条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 解約 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第29条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 被保険者の死亡 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第31条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類（死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類） 〔官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。なお、死亡時支払金受取人がいるときは、保険契約者と死亡時支払金受取人が同一人となる場合に限ります。〕
17. 死亡時支払金受取人の指定または変更 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第32条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
18. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第33条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
19. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 （低解約払戻金型長寿生存保険普通保険約款第17条）	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
<p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と年金受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の死亡払戻金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡払戻金の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。なお、死亡時支払金受取人がいるときは、保険契約者と死亡時支払金受取人が同一人となる場合に限ります。 ①死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めると、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	

「ずっともっとサービス」 等について

ご契約の際等に発行するお客様IDを用いて、利用できるサービスの内容等について、記載しています。（契約者が個人の場合と法人の場合、それぞれについて記載しています。）

※2016年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ(<http://www.nissay.co.jp>)でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、担当のニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

※「ご契約のしおり」では、契約者が個人の場合、「お客様ID」を「お客様番号（お客様ID）」、「パスワード」を「暗証番号（パスワード）」と表記しています。（契約者が法人を含む場合、「お客様ID」、「パスワード」と表記しています。）

「ずっともっとサービス」等について

①契約者が個人の場合

「ずっともっとサービス」および「自動取引サービス」について

お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）が発行された個人のお客様は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様番号（お客様ID）発行手続きが必要です。また、既にお客様番号（お客様ID）が発行されている場合には、ご契約をお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、お客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約

①お客様番号（お客様ID）・暗証番号（パスワード）について^②

名称	内容
お客様番号 （お客様ID）	お客様のご契約をとりまとめてお客様番号（お客様ID）を発行します。お客様番号（お客様ID）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
暗証番号 （パスワード）	お客様番号（お客様ID）発行手続き後、お客様による暗証番号（パスワード）の設定が必要です。暗証番号（パスワード）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な4桁の数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様番号（お客様ID）発行手続き時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様番号（お客様ID）にとりまとめる場合等には留意ください。

■お客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等によりお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合、または、契約者が死亡した場合には、お客様番号（お客様ID）は消滅します。



①お客様ID規程適用契約

「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。



②詳細は、「お客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。



■お客様番号（お客様ID）を含めた各種サービスの内容については、将来、補充、変更または廃止することがあります。

お客様ID規程の補充、変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様番号（お客様ID）が発行されたお客様のご契約内容、申込書^①記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。

②「ずっともっとサービス」について^②

○「ずっともっとサービス」とは、お客様番号（お客様ID）が発行された個人のお客様が利用できるサービスであり、次の4つのメニューがあります。^③

サンクスマイルメニュー

サンクスマイルが貯まる^④

アフターサービスに必要となる、お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）の情報を登録した場合等に、サンクスマイルが貯まります。

サンクスマイルを使う

貯まったサンクスマイルは好きなときにさまざまな賞品と交換できます。

ハッピープレゼントメニュー^⑤

お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）のライフイベント^⑥を連絡したとき、または契約者本人のご契約の更新・満期・払込満了を迎えたときに、記念品としてプレゼントを届けます。

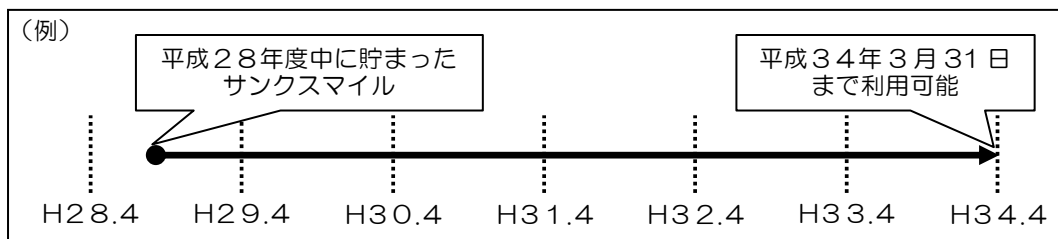
プレミアムチャンスメニュー

応募した方の中から抽選で、素敵なプレゼントが当たります。

ハートフルサポートメニュー^⑦

健康・介護・育児の無料相談等、お客様の暮らしを支援するさまざまなサービスを利用できます。

○サンクスマイルには有効期限があります。4月1日から翌年3月31日までの1年間で貯まったサンクスマイルを当年度のサンクスマイルとし、当年度のサンクスマイルの有効期限は、5年後の3月31日までとします。



① 申込書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。



② 詳細は、「ずっともっとサービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

③ 法人のお客様は対象外です。また、個人のお客様であっても、お客様番号（お客様ID）が発行されていないお客様は対象外です。



④ サンクスマイルを貯める方法やライフイベント等の詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

⑤ サンクスマイルを使わなくても利用できるサービスです。

「ずっともっとサービス」等について



■ご契約の解約等によりお客様番号（お客様ID）が消滅した場合、「ずっともっとサービス」の利用を停止し、サンクスマイルは消滅します。また、お客様番号（お客様ID）の対象となるご契約が全て失効した場合には、サンクスマイルの使用やハッピープレゼントおよびプレミアムチャンスの申込み等はできません。

■登録した情報が事実と異なる場合等、当社がサンクスマイルを取消すことが適切であると判断した場合には、サンクスマイルを取消すことがあります。

■「ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。

ずっともっとサービス規程の変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または当社ホームページ等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

③「自動取引サービス」について^①

○お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）を利用することで、ホームページや電話（はいっ！TEL）から、次のサービスを利用できます。

【利用できる主なサービス】^②

- 契約貸付金の借入れ・返済
- 積立配当金の引出し
- 据置祝金・据置保険金の引出し
等



①利用できるサービスの詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

②ご契約内容によっては利用できない場合があります。



■すでにニッセイカードをお持ちの方は、契約日が平成24年4月1日以前の所定のご契約についてのみ、引続きATMによる取引を利用できます。

■ただし、契約日が平成24年4月1日以前の所定のご契約が、保障見直し制度の利用等によりすべて消滅した場合は、ATMによる取引を利用できなくなります。

■なお、平成24年4月2日以降はニッセイカードを新規に発行しておりません。

お客様ID規程

(平成28年4月2日改定)

お客様ID規程の趣旨

お客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。

- (1) お客様IDとパスワードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様IDとパスワードを発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様IDとパスワードが発行された保険契約者等は、会社が定める場合に本規程に定める各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。
- 2 会社が前項の申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、会社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、会社との取引のために会社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。ただし、保険契約者等が法人の場合その他会社が定める場合を除きます。
- 5 会社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 6 保険契約者等または保険契約によっては、つぎの各号に定める取扱の全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）に定める取扱
 - (3) 第4条（会社所定の専用端末による取引）に定める取扱
 - (4) 第5条（電話による取引）に定める取扱
 - (5) 第24条（ずっともっとサービス規程の適用）に定める取扱

第2条（パスワードの登録）

- 1 会社がお客様IDの発行を承諾した場合には、保険契約者等に会社が付与した仮パスワードを発行します。
- 2 前項のほか、保険契約者等の申出により会社は仮パスワードを発行します。仮パスワード発行後は、既に登録されているパスワードがあっても、これを無効とします。
- 3 保険契約者等は、前2項の規定により発行された仮パスワードを用いて、会社が定める方法によりパスワードを登録することを要します。保険契約者等は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号をパスワードとして登録してはならないものとし、会社は、登録されているパスワードが生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、保険契約者等にその旨を連絡します。この場合、保険契約者等は会社が定める方法によりパスワードを変更することを要します。パスワードの変更が行われない場合は、会社は第3条から第5条に定めるパスワードを使用した取引（以下、「お客様IDによる取引」といいます。）を停止することがあります。

パスワードの登録が行われない場合はお客様IDによる取引ができません。
- 4 保険契約者等が、会社の定める方法により事前にメールアドレスを登録した場合には、第3条第3項および第4条第2項に定めるメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 5 保険契約者等は、事前に登録したメールアドレス（以下、「登録メールアドレス」といいます。）に変更が生じたときは、ただちに会社に通知してください。
- 6 パスワード、仮パスワードおよび登録メールアドレスは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める

契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等（以下、「据置保険金」といいます。）の支払請求
 - (3) 会社の定める保険料の払込
 - (4) その他会社の定める取引
- 2 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および会社が発行する所定の番号（以下、「所定の番号」といいます。）を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニース特約等の付加
 - (2) 定期保険等の更新等の手続
 - (3) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
 - (4) 払済保険への変更請求
 - (5) 特約変更の申込
 - (6) その他会社の定める取引
- 3 前2項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、前条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 4 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 5 パソコンまたは携帯電話等による取引の支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。
- 6 パソコンまたは携帯電話等による取引で、会社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 7 第1項から第3項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。
- 8 故障等により、パソコンまたは携帯電話等による取引ができないときは、第4条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

第4条（会社所定の専用端末による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、会社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定める前条第1項第1号から第4号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (2) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および所定の番号を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定める前条第2項第1号から第6号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (3) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードおよび所定の番号を入力することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定める前条第2項第1号から第6号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (4) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードを入力することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - ① 保険金等の受取人の変更
 - ② 指定代理請求人の指定、変更指定
 - ③ その他会社の定める取引
- 2 前項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、第2条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき専用端末を使用してつぎのとおりメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
 - (2) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い手続きすること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 3 故障等により、専用端末による取引ができないときは、前条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

- 4 前3項に定めるほか、前条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、前条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（電話による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、電話を使用して、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、およびパスワードを送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求
- (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
- (3) その他会社の定める取引

- 2 故障等により、電話による取引ができないときは、第3条または前条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

- 3 前2項に定めるほか、第3条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、第3条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「電話による取引」と読み替えます。

第6条（手数料）

本規程に定める取引、その他会社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第7条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特別の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特別に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。

- (1) 貸付金の利息は会社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
- (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。

- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き前項の規定が適用されます。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第8条（情報の利用）

- 1 会社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報について、会社が定める「個人情報保護方針」に則り取扱うものとします。

- 2 会社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第9条（複数の本規程適用契約がある場合の取扱）

複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、第3条から第5条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

第10条（保険契約の追加等の場合の取扱）

本規程が適用されている保険契約者等が、新たに会社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、会社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第11条（お客様IDの消滅等）

- 1 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、会社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき、または保険契約者等が死亡したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。

- 2 前項に定める場合のほか、保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引または電話による取引を停止することがあります。

第12条（会社の免責）

- 1 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- 2 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- 3 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、パソコンまたは携帯電話等、専用端末、電話の通信経路等において盗聴等がなされたこと

により、保険契約者等のお客様ID、パスワード、仮パスワード、登録メールアドレスまたは取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

4 第3条第1項および第4条第1項第1号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、または保険契約者等の生年月日の月日に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
- (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
- (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
- (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日

5 第3条第2項および第4条第1項第2号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、保険契約者等の生年月日の月日、または所定の番号に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
- (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
- (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
- (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日
- (5) 会社が受信した所定の番号と会社が発行した所定の番号

6 第3条第3項および第4条第2項第1号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容としてメールによる仮パスワードの発行を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、保険契約者等のカナ氏名、生年月日、または登録メールアドレスに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
- (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
- (3) 会社が受信したカナ氏名と会社に登録されている保険契約者等のカナ氏名
- (4) 会社が受信した生年月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日
- (5) 会社が受信したメールアドレスと会社に登録されているメールアドレス

7 第4条第1項第3号に定める取引を行う場合で、会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワードおよび会社が受信した所定の番号と会社が発行した所定の番号について一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、パスワードまたは所定の番号に不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

8 第4条第1項第4号に定める取引を行う場合で、会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワードについて一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、パスワードに不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

9 第4条第2項第2号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、過失なく本人確認を行ったにもかかわらず、その申出が本人以外の者による申出であったときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

10 第5条に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、またはパスワードに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
- (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
- (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

第4編 終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定

第13条（会社所定のカードの取扱）

1 有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、「有配当終身保険契約等」といいます。）の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社所定のカードを会社の本店または会社の指定した窓口に提示し、登録されているパスワードを入力することにより、会社の定める本人を証明する資料の提出に代えることができます。ただし、会社の定める営業時間内に限ります。

2 保険契約者等は、貸与された会社所定のカードについて、他人に使用されないよう責任をもって管理するものとします。

第14条（自動取引機による取引）

1 有配当終身保険契約等の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社の自動取引機および会社が指定した提携先の自動取引機（以下、「取引機」といいます。）を設置した場所においては、取引機に会社所定の

カードを挿入し、取引機の指示に従い、パスワードを送信することにより、本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、会社の定める方法により、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。ただし、第2条第3項の規定によりパスワードの登録が行われない場合は、取引はできません。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
 - (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
 - (3) 会社の定める保険料の払込
 - (4) その他会社の定める取引
- 2 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が前項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
 - 3 取引機による支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。
 - 4 第1項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。
 - 5 故障等により、取引機による取引ができないときは、第3条から第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
 - 6 複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、本条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。
 - 7 前項の場合において、取引を行う保険契約の指定は会社所定の順序で行うものとします。
 - 8 前項は、複数の本規程適用契約がある保険契約者等が取引を行う保険契約を選択しない場合に準用します。
 - 9 保険契約者等が取引機により第1項に定めるいずれの取引も行わないまま10年を経過した場合には、会社の定める基準により取引機による取引を休止することがあります。
 - 10 前項により取引機による取引が休止となった保険契約者等は、必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等会社の定める手続きにより、取引機による取引を再開することができます。

第15条（偽造カード等による取引等）

偽造および変造カードによる前条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、保険契約者等の故意による場合または当該取引について会社が善意かつ無過失であって保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、保険契約者等は、会社所定の書類を提出し、会社所定のカードおよびパスワードの管理状況、被害状況、警察への通知状況等について会社の調査に協力するものとします。

第16条（盗難カードによる取引等）

- 1 会社所定のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた第14条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、つぎの各号のすべてに該当する場合、保険契約者等は会社に対して当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 会社所定のカードの盗難に気づいてからただちに、第17条第1項に定める会社への通知が行われていること
 - (2) 会社の調査に対し、保険契約者等より十分な説明が行われていること
 - (3) 会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2 前項の請求がなされた場合、当該取引が保険契約者等の故意による場合を除き、会社は、第17条第1項に定める会社への通知が行われた日の30日（ただし、会社に通知することができないやむを得ない事情があることを保険契約者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、保険契約者等に過失があることを会社が証明した場合には、会社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3 前2項の規定は、第17条第1項に定める会社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当することを会社が証明した場合には、会社は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合
 - ② 保険契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦（夫）等。）によって行われた場合
 - ③ 保険契約者等が、被害状況についての会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して会社所定のカードが盗難にあった場合
- 5 保険契約者等が、当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）について、つぎの請求権の全部または一部の支払いを受けた場合、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額を第2項に定める補てんの金額から控除します。ただし、第2項ただし書の適用がある場合は、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額が、補てん対象額の4分の1を超えるときに限り、当該超える金額を第2項ただし書に定める補てんの金額から控除します。
 - (1) 当該取引が効力を有しない場合に、保険契約者等が会社に対して有する当該取引にかかる払戻請求権
 - (2) 当該取引が効力を有する場合に、保険契約者等が当該取引を行った者またはその他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権
- 6 保険契約者等が第2項に定める補てんを受けた場合、保険契約者等は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項

第1号の請求権にかかる支払の請求を行うことができません。

- 7 保険契約者等は、当該取引を行った者またはその他の第三者から第5項第2号の請求権の全部または一部の支払いを受けた場合は、会社に対し当該支払いを受けたことおよびその金額をすみやかに通知することとします。また、会社が第2項に定める補てんを行った場合、会社は、当該補てんを行った金額の限度において、保険契約者等の有する第5項第2号の請求権を取得します。

第17条（会社所定のカードの偽造、盗難、紛失、損傷、届出事項の変更等）

- 1 会社所定のカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、保険契約者等はただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知し、ただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。この通知を受けたときは、会社は、ただちに会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引の停止の措置を講じます。
この通知前に生じた会社のカード機能に関する損害については、第15条および前条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 会社所定のカードを損傷した場合またはパスワード、氏名、取引口座、振替口座、およびその他の届出事項を変更する場合には、保険契約者等はただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等、会社が定める方法で手続きをするものとします。
- 3 前2項の提出があった場合には、会社は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等に会社所定のカードを再貸与します。この場合、相当の期間をおくことがあります。会社所定のカードを再貸与する場合は、前2項の提出があったときから、従前の会社所定のカードは無効とし、会社に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前の会社所定のカードが見つかった場合に返却するものとします。）。
- 4 提携カード会社等への届出および提携カード会社等のカード機能に関する損害については、提携カード会社等が別に定める規定に従うものとします。
- 5 前項の届出があった場合には、会社および提携カード会社等は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等にクレジット提携カードを再貸与します。クレジット提携カードを再貸与する場合は、前項の届出があったときから、従前のクレジット提携カードは無効とし、提携カード会社等に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前のクレジット提携カードが見つかった場合に返却するものとします。）。

第18条（会社所定のカードの譲渡、質入等の禁止）

保険契約者等は、会社所定のカードを譲渡、貸与、質入または担保提供することはできません。

第19条（会社所定のカードの有効期限）

- 1 クレジット提携カードの有効期限は会社が指定するものとし、クレジット提携カード表面に記載された年月の末日までとします。
- 2 クレジット提携カードの有効期限が到来する場合で、会社および提携カード会社等が引き続き適当と認めるときには、新しいクレジット提携カードを貸与します。この場合には、引き続き本規程を適用し、以後も同様とします。
- 3 クレジット提携カード以外の会社所定のカードについて、会社は、その有効期限を特に指定することがあります。有効期限が到来した場合で、会社が引き続き適当と認めるときは、新しい会社所定のカードを貸与します。

第20条（会社の免責）

- 1 第13条第1項または第14条に定める会社所定のカードおよびパスワードによる方法により、会社が取引に使用された会社所定のカードが会社が保険契約者等に貸与したカードであること、および入力もしくは送信されたパスワードが登録されているパスワードと一致していることを確認のうえ、取引を行った場合には、会社所定のカードまたはパスワードにつき偽造、変造、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 3 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 4 第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、取引機の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様IDおよびパスワード、取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第21条（会社所定のカードの取扱の停止等）

- 1 第11条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引を停止することがあります。
 - (1) 保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
 - (2) 保険契約者等が提携カード会社等との契約を解約したとき
 - (3) 提携カード会社等の定めるところにより、提携カード会社等がクレジット提携カード取扱を不適当と認めるとき
 - (4) 保険契約者等が会社所定のカードの改ざんまたは不正使用を行ったとき
 - (5) 会社所定のカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると会社が判断した場合
 - (6) その他本規程に違反した場合等、会社が本規程による取扱を不適当と認めるとき
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅した場合または前項の規定により会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引もしくは電話による取引を停止した場合、会社所定のカードは無効とし、会社（ク

レジット提携カードの場合は提携カード会社等)に返却するものとします。

ただし、クレジット提携カードについて、第11条(保険契約者等の死亡の場合を除きます。)または前項第1号、第4号、第5号、もしくは第6号に該当した場合で、提携カード会社等が、提携カード会社等の定める期限まで引き続きカード利用を認めるときには、提携カード会社等のカードとしては引き続き利用できます。

- 3 会社が、第11条または第1項の会社所定のカードの取扱を停止する前に、会社所定のカードにより取引がなされ、損害が生じた場合には、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第22条(裏書の省略)

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第23条(保険契約貸付についての細則)

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第7条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険(無配当H14)、無配当変額年金保険(H13)、変額年金保険(無配当H14)、最低死亡保障増加型変額年金保険(無配当H14)については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間(年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間)いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、会社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (4) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによりま
- 3 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第5編 付則

第24条(ずっともっとサービス規程の適用)

本規程にもとづきお客様IDの発行を受けた保険契約者等のうち、個人のお客様については、「ずっともっとサービス規程」の適用を受けるものとします。

第25条(無断転載等の禁止)

本規程にもとづくサービスにおいて会社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第26条(準拠法)

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第27条(規程の変更、廃止、補充)

- 1 本規程が変更(廃止を含みます。)された場合、会社は変更内容および変更日を通知もしくは公告または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
- 2 保険契約者等がクレジット提携カードを提携カード会社等のカードとして利用する場合には、提携カード会社等が別に定めるカード規定を適用します。

第28条(仮パスワードの有効期限)

つぎの各号に定める仮パスワードは、所定の期日経過後に無効となります。

- (1) 平成25年11月30日以前に発行された仮パスワード
- (2) つぎの保険契約をとりまとめて発行されたお客様IDについて発行された仮パスワード
 - ① 無配当変額年金保険(H13)
 - ② 変額年金保険(無配当H14)
 - ③ 最低死亡保障増加型変額年金保険(無配当H14)
 - ④ 予定利率変動型年金保険(無配当H14)
 - ⑤ 積立利率変動型年金保険(無配当H16)(I型)
 - ⑥ 積立利率変動型年金保険(無配当H16)(II型)
 - ⑦ 積立利率変動型一時払終身保険(無配当H17)(円建)
 - ⑧ 積立利率変動型一時払終身保険(無配当H17)(米ドル建)
 - ⑨ 積立利率変動型年金保険(無配当H18)(I型)
 - ⑩ 積立利率変動型年金保険(無配当H18)(II型)
 - ⑪ 年金原資保証機能付株価指数連動型年金保険(無配当H20)
 - ⑫ 予定利率変動型一時払通増終身保険(無配当H22)

第29条(経過措置)

- 1 「ニッセイカード規定」(平成10年3月30日改定)によりニッセイカードを貸与されている保険契約者等については、平成22年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。

ただし、第1条に定めるところによりお客様IDが発行されるまでは、第24条の規定は適用しません。

- 2 前項の場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイカード」に読み替えます。
- 3 平成22年4月1日以前にニッセイ保険口座を開設していた保険契約者等については、平成22年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。この場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイ保険口座カード」に読み替えます。
- 4 平成22年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、会社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、平成22年4月2日以降も、会社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 5 第4条第1項第4号に定める取引は、会社の定める日以降利用することができます。

第30条（各種書面等におけるお客様ID、パスワード、仮パスワードの呼称）

各種書面等において「お客様ID」、「パスワード」、「仮パスワード」の名称をそれぞれ、「お客様番号（お客様ID）」、「暗証番号（パスワード）」、「初期暗証番号（仮パスワード）」と呼称することがあります。

ずっともっとサービス規程の趣旨

ずっともっとサービス規程は、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます。）が提供するずっともっとサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関して定めたものです。

第1条（ずっともっとサービスの利用）

- 1 本サービスは、次項に定める保険契約者等のうち、お客様ID規程により、お客様IDが発行されている個人のお客様（以下、「利用者」といいます。）が利用できるサービスです。
- 2 前項の保険契約者等とは、つぎの各号に定める者としてします。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
- 3 利用者が本サービスを利用した場合は、本規程に同意したものとします。

第2条（サンクスマイルの付与）

- 1 会社は、サンクスマイルを付与するための会社の定める要件（以下、「マイル付与要件」といいます。）を満たした場合に、利用者にサンクスマイルを付与します。
- 2 マイル付与要件、マイル付与要件ごとに付与するサンクスマイルの数等は会社の定める方法により決定し、会社のインターネットホームページ等において告知します。

第3条（サンクスマイルの有効期限）

- 1 毎年4月1日から翌年3月31日までを各年度とします。
- 2 サンクスマイルの有効期限は、サンクスマイルが付与された日からその日を含めて5年を経過した日の属する年度の年度末までとします。
- 3 有効期限内に利用されなかったサンクスマイルは消滅するものとします。

第4条（サンクスマイルの譲渡・換金等の禁止）

- 1 利用者は、サンクスマイルを第三者に譲渡または相続させることはできません。ただし、第5条（家族間のサンクスマイルの譲渡）によりサンクスマイルを譲渡する場合を除きます。
- 2 利用者は、サンクスマイルを換金することはできません。

第5条（家族間のサンクスマイルの譲渡）

- 1 利用者は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合、会社の定める方法により、利用者本人のサンクスマイルの全部または一部を、配偶者、子または孫（以下、「譲渡対象者」といいます。）に譲渡することができます。
 - (1) 譲渡対象者が本サービスの利用者であること
 - (2) サンクスマイルを譲渡する利用者（以下、「譲渡利用者」といいます。）がサンクスマイルを譲り受ける利用者の氏名等を会社の定める方法により登録していること
- 2 譲渡対象者であるかは、会社の定める方法により判定します。この場合、続柄等を証明できる書類が必要となる場合があります。
- 3 家族間のサンクスマイルの譲渡の申込は、会社の定める方法により譲渡利用者が行なうものとします。なお、譲渡の申込後は、申込の取消やサンクスマイルの返還請求等を行なうことはできません。
- 4 譲渡したサンクスマイルの有効期限は、譲渡前と同じとします。

第6条（他のポイントサービスからの移管）

- 1 利用者は、会社の定める方法により、会社の定める他の制度等において付与されたポイント等（以下、「他のポイント等」といいます。）を本サービスのサンクスマイルと交換することができます。
- 2 前項の規定により交換されたサンクスマイルの有効期限は、他のポイント等とサンクスマイルが交換された日からその日を含めて5年を経過した日の属する年度の年度末までとします。
- 3 第1項の規定により他のポイント等とサンクスマイルを交換した場合には、以後他のポイント等とサンクスマイルの交換の取消や他のポイント等の返還請求等を行なうことはできません。

第7条（サンクスマイルの取消）

- 会社は、つぎの場合に、貯まったサンクスマイルを取消することができるものとします。
- (1) 法令に違反し、その他会社が定める方法以外で不正にサンクスマイルを入手した場合
 - (2) 本規程または会社の定める各種規約に違反した場合
 - (3) その他、会社がサンクスマイルを取消することが適切であると判断した場合

第8条（景品等との交換等）

- 1 利用者は、サンクスマイルを会社の定める各種景品等（以下、「景品等」といいます。）と交換することができます。
- 2 利用者は、会社の定める方法により、サンクスマイルと景品等との交換（以下、「景品等との交換」といいます。）の申込を行なうものとします。この場合、会社の定める方法により本人確認を行ない、本人確認ができない場合は、景品等との交換はできません。
- 3 景品等との交換の申込後は、申込の取消やサンクスマイルの返還請求等を行なうことはできません。

- 4 景品等の内容および景品等との交換の申込方法等は、会社のインターネットホームページ等において告知します。
- 5 会社が提供する他の制度等により特典を受ける場合、法令等の定めにより一部の特典が受けられないことがあります。
- 6 会社が利用者に景品等を送付する場合、その送付先は利用者があらかじめ会社に届け出た日本国内の住所に限るものとします。
- 7 利用者は、会社と提携する企業（以下、「提携企業」といいます。）が景品等を提供する場合、本規程のほか、提携企業の規程等に従うものとします。
- 8 会社は、第1項に定めるほか、会社の定める各種特典（以下、「特典」といいます。）を提供することがあります。この場合、提供する特典について、第2項から第7項までの規定を準用します。

第9条（免責事由）

つぎの各号に定める事由により生じた損害について、会社は責任を負いません。

- (1) 通信手段等の障害等
会社または提携企業、会社の委託先その他会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により本サービスの利用に遅延または不能等が発生したとき
- (2) 通信経路における本サービスの利用に関する情報等の漏洩
インターネット等の通信経路において、会社が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、盗聴または不正アクセス等がなされたことにより、本サービスの利用に関する情報等が漏洩したとき
- (3) 配送上の事故等
会社および提携企業が利用者に景品等および特典の提供をする際等に、配送上の事故等会社の責めに帰すことのできない事由により、景品等および特典の提供に遅延または不能等が発生したとき
- (4) 提携企業が提供する特典
利用者が、提携企業が提供する特典を利用したとき
- (5) 災害・事変等
災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの利用に遅延または不能等が発生したとき
- (6) 本サービスの停止
第10条（本サービスの停止等）に定める事由により、会社が本サービスを停止したとき
- (7) 本サービスの変更、終了、中断
第11条（本サービスの変更、終了、中断）に定める事由により、会社が本サービスを変更、終了、中断したとき
- (8) その他
利用者が本規程に違反する行為を行なったときまたは利用者に故意または過失があったとき

第10条（本サービスの停止等）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、利用者の事前の承諾なしに利用者に対する本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 第1条（ずっともっとサービスの利用）第1項に定める利用者に該当しなくなった場合
 - (2) その他利用者が本規程に違反した場合等、会社が本サービスの提供を不適当と認めた場合
- 2 前項により本サービスを停止した場合、その時点までに貯まったサンクスマイルはすべて消滅するものとします。また、契約者変更や年金が開始されたこと等により、第1条第1項に定める利用者に該当しなくなった場合、新たに指定した保険契約者や年金受取人等にサンクスマイルを引き継ぐことはできません。

第11条（本サービスの変更、終了、中断）

- 1 会社は、利用者の事前の承諾なしに本サービスの内容を変更または終了することがあります。
- 2 会社は、天災、災害その他のやむを得ない事由が生じた場合のほか、サービス提供のための設備の保守点検、故障もしくは更新、または運営上の必要等の事由により、利用者の事前の承諾なしに本サービスを中断することがあります。

第12条（情報の利用）

- 1 会社は、本サービスの利用に際して利用者が会社に登録した情報、利用者の本サービスの利用に関する情報、その他の知り得た利用者の情報について、会社が定める「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。
- 2 会社は、本サービスの提供を行なうため、グループ会社や提携企業等に利用者の情報を提供することがあります。

第13条（規程の変更、廃止）

- 1 会社は、利用者の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日。）を通知もしくは公告または会社のインターネットホームページ等において告知します。
- 2 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

第14条（無断転載等の禁止）

会社が本サービスにおいて提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行なうことを禁止します。

第15条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

②契約者が法人の場合

「法人ずっともっとサービス」について

お客様ID、パスワード（数字4桁の暗証番号）およびセキュリティコード（8～20桁の英数字）が発行された法人のお客様は、「法人ずっともっとサービス」（ニッセイ法人インターネットサービスおよび経営相談・福利厚生サービス）等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様ID発行手続が必要です。また、既にお客様IDが発行されている場合には、ご契約を法人向けお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、法人向けお客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約



①法人向けお客様ID規程適用契約「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。



②詳細は、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

「ずっともっとサービス」等について

①お客様ID・パスワード・セキュリティコードについて^②

名称	内容
お客様ID	お客様のご契約をとりまとめてお客様IDを発行します。お客様IDは「法人ずっともっとサービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
パスワード (数字4桁の暗証番号)	お客様ID発行手続後、パスワードを発行します。インターネットによるお客様ID発行手続の場合、お客様によるパスワードの設定が必要です。パスワードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な4桁の数字です。
セキュリティコード (8～20桁の英数字)	お客様ID発行手続後、お客様によるセキュリティコードの設定が必要です。セキュリティコードは、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に必要な8～20桁の英数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様ID発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様IDにとりまとめる場合等には留意ください。

■法人向けお客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等により法人向けお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合には、お客様IDは消滅します。

次ページにつづく



■お客様IDを含めた各種サービスの内容については、将来、変更または廃止することがあります。

法人向けお客様ID規程の内容の変更または廃止については、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社ホームページ等において告知します。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。

②「法人ずっともっとサービス」について^①

- 「法人ずっともっとサービス」とは、お客様IDが発行された法人のお客様が利用できるサービスです。^②
- 「法人ずっともっとサービス」では、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用する際に、オンライン上で資金取引を行うことができるよう、取引口座を指定する必要があります。

ニッセイ法人インターネットサービス^③

ご契約内容の確認や資金取引等、さまざまな機能が普段お使いのパソコンからインターネット上で利用できます。（ご契約内容によっては利用できない場合があります。）

サービス	概要
加入契約内容情報照会サービス	ご契約の一覧、各契約内容の詳細（保険金額・給付金額等）を確認できます。
経理処理情報照会サービス	事業年度分の保険料に関する経理処理情報を確認できます。
将来受取額情報照会サービス	将来にわたる解約払戻金の概算額の推移を確認できます。
資金取引サービス	「契約貸付金の借入れ、積立配当金の引出し、据置保険金等の引出し等」のオンライン手続きができます。

経営相談・福利厚生サービス^④

経営実務に関するご相談・保険税務に関するご質問等に税理士等の専門家が答える経営相談サービス、宿泊施設の優待割引や、暮らしに役立つ各種割引を活用できる福利厚生サービスが利用できます。

サービス	概要
経営相談サービス	経営に関するさまざまなご質問や、名義変更時・保障見直し制度利用時の経理処理等の保険税務に関するご質問にも、税理士等の専門家がFAXまたはEメールで回答します。
福利厚生サービス	国内提携施設（約4千カ所）、海外提携施設（約80万カ所）の優待割引や、人間ドック・健康診断等、さまざまなサービスを特典付きで利用できます。



①詳細は、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

②個人のお客様は対象外です。また、法人のお客様であっても、お客様IDが発行されていないお客様等、一部対象外となる場合があります。

③お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードで利用できるサービスです。

④お客様IDのみで利用できるサービスです。



- ご契約の解約等によりお客様IDが消滅した場合、「ニッセイ法人インターネットサービス」を利用できません。
- お客様IDが発行されたお客様のご契約内容、申込書記載事項、その他の知り得た情報について各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。
- 「法人ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。

法人向けお客様ID規程

(平成28年4月2日改定)

法人向けお客様ID規程の趣旨

法人向けお客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。なお、本規程は法人のお客様に適用するものとします。

- (1) お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様ID、パスワードおよびセキュリティコード（以下、「お客様ID等」といいます。）を発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様ID等が発行された保険契約者等は、当社が定める場合に本規程に定めるニッセイ法人インターネットサービス等の各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）または締結後、発行を申し込むことができます。
- 2 当社が前項の申し込みを承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行し通知します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。
- 5 当社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込を行った法人に対し、不承諾理由の開示その他何らの義務も負わないものとします。
 - (1) 申込に必要な事項を届け出していない場合
 - (2) 虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
 - (3) その他、当社が不適当と判断した場合
- 7 保険契約により、つぎの各号に定める取扱について、全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）に定める取扱
 - (3) 第4条（当社所定の専用端末による取引）に定める取扱

第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）

- 1 当社は、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与したパスワードおよび仮セキュリティコードを通知します。
- 2 保険契約者等は、前項の規定により通知されたパスワードおよび仮セキュリティコードを用いて、当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 3 前2項の規定に関わらず、保険契約者等がインターネットによりお客様IDの発行の申込をした場合は、次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) インターネットによりお客様IDの発行の申込をした保険契約者等は、インターネットでの申込時にパスワードを登録することを要します。
 - (2) 当社は、前号にもつぎ、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与した仮セキュリティコードを通知します。
 - (3) 保険契約者等は、第1号の規定により登録したパスワードおよび第2号の規定により通知された仮セキュリティコードを用いて当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 4 保険契約者等は、前項の規定により登録したパスワードについて、電話番号、住所の番地、お客様IDおよび同数字等、他人が容易に推測できる番号は登録してはならないものとします。また、前2項に規定するセキュリティコードについて、保険契約者等の名称、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同英数字等、他人が容易に推測できる英数字列は登録してはならないものとします。セキュリティコードの登録が行われない場合は、第3条に定める取引ができず、所定の期日経過後に仮セキュリティコードは無効となります。
- 5 パスワード、セキュリティコードおよび第1項または第3項第2号の規定により通知された仮セキュリティコードは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、インターネットに接続されたコンピュータ端末（以下、「端末」といいます。）から当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について適用される約款に定めるつぎの取引およびその他当社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
 - 保険契約貸付の請求
 - 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - その他当社の定める取引
- 当社が受信したお客様ID等と当社が発行したお客様ID等の一致を確認した場合には、当社は保険契約者等あるいは保険契約者等から正当な利用権限を付与されている者（以下、「利用担当者」といいます。）からの請求とし、受信内容を保険契約者等の請求内容として取り扱います。
- 第5条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用（以下、「インターネットによる取引」といいます。）における支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- インターネットによる取引で、当社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 当社はインターネットによる取引のうち当社が指定する取引の内容について、保険契約者等に当社の定める方法により通知します。
- 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 当社は、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引の内容を変更または終了することがあります。
- 当社は、天災、災害その他のやむを得ない事由が生じた場合のほか、サービス提供のための設備の保守点検、故障もしくは更新、または運営上の必要等の事由により、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引を中断することがあります。

第4条（当社所定の専用端末による取引）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、当社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、金額等を送信することを要します。
 - 専用端末から、当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について前条第1項に定める取引ができます。
 - 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードおよび当社が通知する所定の番号（以下、「所定の番号」といいます。）を入力することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について適用される約款に定めるつぎの取引およびその他当社の定める取引ができます。
 - 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
 - 払済保険への変更請求
 - その他当社の定める取引
- 前項に該当する場合は、前条第2項から第9項の規定を準用します。この場合、前条の「インターネットによる取引」は、「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者等が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - 貸付金の利息は会社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
 - 貸付金の元金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金支払開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。

(6) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。

- 2 保険契約者等は、前項第3号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、終身保険（有配当2012）、養老保険（有配当2012）、年金保険（有配当2012）、長期定期保険（有配当2012）、逡増定期保険（有配当2012）、低解約払戻金型長寿生存保険（有配当2016）については、第1項第3号から第6号までの規定および前項の規定は適用しません。
- 4 第16条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（お客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合または利用担当者以外の者に使用されたことを認知した場合には、ただちにパスワードおよびセキュリティコードを変更のうえ、当社の指定した方法で通知してください。この通知を受けたときは、当社は、ただちにインターネットによる取引の利用停止の措置を講じます。この通知を当社が受け付けた時より前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、保険契約者等のお客様IDを入力したうえで、登録された内容と異なるパスワード、仮セキュリティコードまたはセキュリティコードが、当社の定める回数以上連続して入力された場合は、当社はインターネットによる取引の利用を停止します。保険契約者等がインターネットによる取引の利用の再開を希望する場合には、必要書類を当社の本店または当社の指定した場所に提出してください。

第8条（届出事項の変更等）

保険契約者等は、当社に届け出た保険契約者等の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、取引口座およびその他の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当社の定める変更手続を行うものとします。

第9条（提携企業が定める規程等の適用）

本規程にもとづきお客様IDの発行を受けた保険契約者等については、当社と提携する企業（以下、「提携企業」といいます。）がサービスを提供する場合、本規程のほか、提携企業の規程等に従うものとします。

第10条（当社の免責）

つぎの各号に定める事由または提携企業が提供するサービスにより生じた損害について、当社は責任を負いません。

- (1) 当社または当社の委託先、提携先その他当社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延または不能等が発生したとき
- (2) インターネット等の通信経路において、当社が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、盗聴または不正アクセス等がなされたことにより、お客様ID等および仮セキュリティコードまたは取引情報等が漏洩したとき
- (3) 当社が第2条の定めるところによりお客様ID、パスワードおよび仮セキュリティコードを保険契約者等に通知する際に、郵送上の事故等当社の責めに帰すことのできない事由により、第三者にこれらの情報が漏洩したとき
- (4) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延または不能等が発生したとき
- (5) 第17条に定める事由により、当社がインターネットによる取引を停止したとき
- (6) 第3条第8項および第9項に定める事由により、当社がインターネットによる取引を変更、終了、中断したとき
- (7) 第3条および第4条第1項第1号に定める取引を行う場合で、当社がつぎの①②③についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行った場合において、お客様ID等に不正取得、不正使用その他の事故があったとき
 - ① 当社が受信したお客様IDと当社が発行したお客様ID
 - ② 当社が受信したパスワードと当社に登録されているパスワード
 - ③ 当社が受信したセキュリティコードと当社に登録されているセキュリティコード
- (8) 第4条第1項第2号に定める取引を行う場合で、当社が受信したパスワードと当社に登録されているパスワードおよび当社が受信した所定の番号と当社が通知した所定の番号について一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行った場合において、パスワードまたは所定の番号に不正取得、不正使用その他の事故があったとき
- (9) 保険契約者等が、提携企業が提供するサービスを利用したとき
- (10) 保険契約者等が、本規程に違反する行為を行ったときまたは保険契約者等に故意または過失があったとき

第11条（情報の利用）

- 1 当社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行の申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報（以下、「保険契約者等の情報」といいます。）について、「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。
- 2 当社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第3編 お客様IDの取扱いに関する規定

第12条（パスワードおよびセキュリティコードの変更）

保険契約者等は、パスワードおよびセキュリティコードの変更を、当社の定める方法で行うことができます。ただし、保険契約者等がお客様ID等を失念した場合、ならびに第17条の規定により当社が保険契約者等に対するインターネットによる取引を停止している場合には、書面による変更手続きに限るものとします。

第13条（お客様ID等の管理）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードを自己の責任において厳重に管理するものとし、利用担当者以外の方には開示しないものとします。また、保険契約者等は、利用担当者の変更または異動等が生じた場合その他、利用担当者以外の方がお客様ID等および仮セキュリティコードを知りまたは知りうる状態が生じた場合は、すみやかにパスワードおよびセキュリティコードを変更するものとします。

第14条（お客様ID等の譲渡の禁止）

保険契約者等は、利用担当者以外の方に対しお客様ID等および仮セキュリティコードを利用させることはできません。また、保険契約者等はお客様ID等および仮セキュリティコードの譲渡、売買等を行うことはできません。

第15条（保険契約の追加等の場合の取扱）

1 保険契約者等は、お客様IDの発行の申込時に、当社が提示する本規程適用契約について、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当社に申し出るものとします。その場合、当社は当該保険契約を確認したうえで、新たに本規程適用契約に追加し、または本規程適用契約から除外します。

(1) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約として登録されていない場合
(2) 保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約に該当しないにもかかわらず本規程適用契約として登録されている場合

2 保険契約者等が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社は、当社の定める方法により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

3 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社の定める方法により、当該各号に該当する保険契約についても本規程適用契約に追加します。

(1) 本規程適用契約として登録されていないものが、本規程適用契約に該当することが判明した場合

(2) 当社が本規程適用契約の対象となる保険種類を拡大し、保険契約者等の保険契約が新たに本規程適用契約に該当した場合

4 保険契約者等は、特定の保険契約を、本規程適用契約から任意に除外することはできません。

5 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に該当する保険契約を本規程適用契約から除外することができます。

(1) 本規程適用契約が消滅した場合

(2) 本規程適用契約の変更手続きにより、保険契約者等が本規程適用契約の保険契約者でなくなった場合

(3) その他、当社の定める場合

第16条（お客様IDの消滅）

保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の方が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の方が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。

第17条（インターネットによる取引の停止等）

前条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、インターネットによる取引を停止することがあります。

(1) 保険契約者等が当社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき

(2) 保険契約者等がお客様IDの発行の申込承諾後に第1条第6項のいずれかに該当した場合

(3) 保険契約者等がインターネットによる取引の利用にあたって、つぎのいずれかに該当した場合

① お客様ID等および仮セキュリティコードを不正に使用し、もしくは第三者に使用させたとき、または当社のシステムに不正アクセスし、ハッキングし、もしくはウイルスその他の不正なプログラムを送信し、またはこれらの行為を行おうと試みたとき

② 虚偽の届出を行ったとき

③ 当社または第三者の権利を侵害したときおよびそのおそれのあるとき

④ 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき

⑤ 法令に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき

⑥ その他保険契約者等が本規程に違反した場合等、当社がインターネットによる取引の提供を不適当と認めたとき

(4) 保険契約者等が当社に対し、第7条に定める通知を行った場合またはお客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等のおそれがあると当社が判断した場合

第18条（当社からの通知）

1 当社から保険契約者等への通知は、当社の定める方法により保険契約者等が届け出た住所、電話番号または電子メールアドレス（以下、「通信先」といいます。）に宛てて発信するものとします。当社が保険契約者等の届け出た通信先に発信した通知は、通常到達すべき時期に保険契約者等に到達したものとみなします。

2 当社は、前項の規定により通信先に宛てて発信した通知が不着となった場合、第3条に定めるインターネットによる取引および第4条に定める当社所定の専用端末による取引の全部または一部の提供を停止することがあります。

第4編 付則**第19条（裏書の省略）**

主契約の契約日が平成24年4月1日以前の所定の本規程適用契約について、保険金額の増額、特約の途中付加その他

の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第20条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて当社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第21条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第22条（規程の変更、廃止）

- 1 当社は、保険契約者等の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日。）を当社のインターネットホームページにおいて告知します。
- 2 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

第23条（経過措置）

- 1 「お客様ID規程」が適用されていた保険契約者等が、第1条に準じて各種サービスの利用を申し出た場合は、「お客様ID規程」の適用は終了し、「法人向けお客様ID規程」を適用します。
- 2 平成22年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、平成22年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 3 平成22年4月1日以前に「ニッセイ法人インターネットサービス」に加入していた保険契約者等については、平成22年4月2日より「法人向けお客様ID規程」を適用します。

保険用語の説明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいはく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。
け	契約応当日 (けいはくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいはくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいはくないようつうちしょ)	ご契約の年金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕55歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は55歳になります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算します。 ※ご契約のしおりにおける年齢は、原則として「契約年齢」またはご契約後の「被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいはくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
さ	催告 (さいこく)	払込期間内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

	保険用語	説明
し	指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	年金受取人が年金を請求できない所定の事情があるときや、契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるとき、代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。 ただし、代理請求できる場合は、次の場合に限りです。 ●年金の請求 被保険者と年金受取人が同一人である場合 ●年金の種類の変更 契約者と被保険者が同一人である場合
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、年金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、年金等をお支払いします。
	死亡一時金 (しぼういちじきん)	第1回年金支払基準日以後に被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいいます。
	死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとり にん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
	死亡払戻金 (しぼうはらいもどしきん)	年金開始日の前日までに被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいい、解約払戻金と同額となります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんか いしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の年金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのお)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
ね	年金 (ねんきん)	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合等にお支払いするお金をいいます。
	年金開始日 (ねんきんかいしび)	被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	年金原資 (ねんきんげんし)	年金開始日の前日における責任準備金をいいます。

	保険用語	説明
	年金支払基準日 (ねんきんしはらいきじゅんび)	年金支払基準日は次のとおりです。 ●第1回目 年金開始日 ●第2回目以後 第1回年金支払基準日の毎年の応当日
	年金の現価 (ねんきんのげんか)	将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 (将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生存が年金に関する保障の対象とされる人をいいます。 ※この保険には、死亡保障はありません。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度と いいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を 定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと 応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間とな ります。 *第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと 応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間で す。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準と なる年金額に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込ま れていない保険料のことをいいます。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険 約款と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益を あらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

お客様窓口（ニッセイ・ライフプラザ／くらしと保険の相談デスク）

（2016年1月現在）

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間(注)	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
北海道	ライフプラザ札幌	060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル3F	011-207-0160		○
	ライフプラザ釧路	085-0014	釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル4F	0154-22-7131	○	
	ライフプラザ旭川	070-0033	旭川市三条通9-右1 日本生命旭川ビル1F	0166-26-1481	○	
	ライフプラザ苫小牧	053-8666	苫小牧市錦町1-1-1 日本生命苫小牧ビル1F	0144-36-1211	○	
	ライフプラザ函館	040-0064	函館市大手町12-8 ニッセイ函館ビル1F	0138-26-2121	○	
青森県	ライフプラザ青森	030-8604	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル1F	017-775-1611	○	
岩手県	ライフプラザ盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル1F	019-623-2321	○	
宮城県	ライフプラザ仙台	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル1F	022-213-1473	○	
秋田県	ライフプラザ秋田	010-0001	秋田市中通4-2-7 日本生命秋田中央通ビル4F	018-833-5171	○	
山形県	ライフプラザ山形	990-0031	山形市十日町2-1-2 日本生命山形ビル4F	023-622-2511	○	
福島県	ライフプラザ福島	960-8041	福島市大町5-6 日本生命福島ビル5F	024-521-1201	○	
	ライフプラザ郡山	963-8580	郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル5F	024-932-0632	○	
茨城県	ライフプラザ水戸	310-8602	水戸市泉町2-2-27 ニッセイ水戸ビル1F	029-231-5225	○	
栃木県	ライフプラザ宇都宮	320-0033	宇都宮市本町4-15 N Iビル6F	028-622-8161	○	
	ライフプラザ小山	323-0023	小山市中央町2-1-15 日本生命小山ビル2F	0285-23-6065	○	
群馬県	ライフプラザ群馬	371-0024	前橋市表町2-9-7 日本生命前橋ビル1F	027-224-9113	○	
	ライフプラザ太田	373-8688	太田市飯田町1321 ニッセイ太田ビル1F	0276-45-7431	○	
埼玉県	ライフプラザさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル3F	048-647-7760		○
	ライフプラザ川越	⊕ 350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル1F	049-244-3960		○
	ライフプラザ熊谷	360-0037	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル7F	048-522-4873	○	
	ライフプラザ越谷	343-0845	越谷市南越谷1-16-13 ニッセイ越谷ビル1F	048-987-3312		○
千葉県	ライフプラザ千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル1F	043-226-8551		○
	ライフプラザ幕張オフィス (くらしと保険の相談デスク)	261-8535	千葉市美浜区豊砂1-1 イオンモール幕張新都心グランドモール2F	043-274-2631	10:00～20:00 (定休日なし)	
	ライフプラザ船橋	273-0011	船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1F	047-431-9383		○
	ライフプラザ成田	286-0033	成田市花崎町951 ニッセイ成田ビル2F	0476-22-7632	○	
	ライフプラザ柏	⊕ 277-0023	柏市中央1-1-3 日本生命柏ビル1F	04-7166-6843		○
東京都	ライフプラザ丸の内	※⊕ 100-8288	千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビルB1F	03-5533-1087	9:00～20:00	
	ライフプラザ品川	※⊕ 108-0075	港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー2F	03-3471-6301	9:00～20:00	
	ライフプラザ新宿	※ 163-0801	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル1F	03-3346-8437	9:00～20:00	
	ライフプラザ上野	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル1F	03-3836-6835		○
	ライフプラザ亀戸	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル1F	03-3682-4178		○
	ライフプラザ渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル4F	03-3476-5512		○
	ライフプラザ池袋	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル2F	03-3983-4961		○
	ライフプラザ立川	⊕ 190-0012	立川市曙町2-20-5 立川ニッセイAHビル1F	042-524-0245		○
	ライフプラザ吉祥寺	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル2F	0422-23-2581		○
	ライフプラザ町田	⊕ 194-0022	町田市森野1-13-14 日本生命町田ビル1F	042-725-0365		○
神奈川県	ライフプラザ横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル6F	045-311-2811		○
	ライフプラザ川崎	210-0015	川崎市川崎区南町1-1 日本生命川崎ビル6F	044-245-1920		○
	ライフプラザ湘南	251-0052	藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル8F	0466-25-9372		○
	ライフプラザ小田原	250-0012	小田原市本町1-4-5 日本生命小田原ビル3F	0465-23-8395	○	
新潟県	ライフプラザ新潟	950-0901	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル10F	025-241-6621	○	
	ライフプラザ長岡	940-0066	長岡市東坂之上町3-2-6 日本生命長岡ビル1F	0258-36-5541	○	
富山県	ライフプラザ富山	930-8610	富山市総曲輪1-5-24 TAMURAビル1F	076-441-2101	○	
石川県	ライフプラザ金沢	920-0869	金沢市上堤町1-28 日本生命金沢ビル4F	076-261-0191	○	
福井県	ライフプラザ福井	910-0023	福井市順化1-21-1 ニッセイ福井ビル7F	0776-23-8800	○	
山梨県	ライフプラザ甲府	400-0031	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル1F	055-222-1576	○	
長野県	ライフプラザ長野	380-8655	長野市大字南長野南県庁1040-1 日本生命県庁前ビル4F	026-227-7683	○	
	ライフプラザ松本	390-8701	松本市深志1-1-17 ニッセイ松本ビル1F	0263-33-6633	○	
岐阜県	ライフプラザ岐阜	500-8548	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル7F	058-264-7188	○	
静岡県	ライフプラザ静岡	422-8067	静岡市駿河区南町11-1 静銀・中京銀静岡駅前ビル3F	054-288-6001	○	
	ライフプラザ浜松	430-0926	浜松市中区砂山町325-34 ニッセイ浜松駅前アネックス1F	053-453-8181	○	
	ライフプラザ沼津	410-0801	沼津市大手町2-10-17 ニッセイ沼津ビル1F	055-962-8702	○	
愛知県	ライフプラザ名古屋	※⊕ 461-0005	名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル3F	052-952-7890	9:00～20:00	
	ライフプラザ名古屋駅前	450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-7 松岡ビル1F	052-583-7381		○

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間(注)	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
愛知県	ライフプラザ愛知東	444-0044	岡崎市康生通南2-13 ニッセイ岡崎ビル2F	0564-26-1960	○	
	ライフプラザ豊橋	440-0076	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル3F	0532-52-1540	○	
	ライフプラザ刈谷	448-0842	刈谷市東陽町2-17-3 日本生命刈谷ビル1F	0566-28-6921	○	
	ライフプラザ豊田	471-0025	豊田市西町4-25-18 中根ニッセイビル1F	0565-31-0725	○	
三重県	ライフプラザ津	514-0028	津市東丸之内20-12 日本生命津ビル6F	059-228-0311	○	
	ライフプラザ四日市	510-0084	四日市市栄町2-16 ニッセイ四日市ビル1F	059-351-6561	○	
滋賀県	ライフプラザ滋賀	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル7F	077-522-1569	○	
京都府	ライフプラザ京都	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル3F	075-211-7816		○
大阪府	ライフプラザ天王寺	543-0055	大阪市天王寺区悲田院町8-22 ニッセイ天王寺ビル1F	06-6774-0776		○
	ライフプラザ梅田 ※⊕	530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル25F	06-6311-6802	9:00～20:00	
	ライフプラザ本店 ※	541-8501	大阪市中央区今橋3-5-12 日本生命本店本館1F	06-6209-5543	9:00～20:00	
	ライフプラザ堺	590-0074	堺市堺区北花田口町3-2-6 ニッセイ堺東ビル3F	072-221-8250		○
	ライフプラザ池田	563-0025	池田市城南1-2-23 日本生命池田ビル1F	072-754-6937		○
	ライフプラザ京阪	573-0032	枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル3F	072-845-0421		○
	ライフプラザ茨木	567-0031	茨木市春日2-2-8 星光ニッセイ茨木ビル1F	072-621-8970		○
	ライフプラザ布施	577-0056	東大阪市長堂2-1-22 星光布施ビル1F	06-6783-2999		○
兵庫県	ライフプラザ神戸	651-8501	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-272-5577		○
	ライフプラザ姫路	670-0962	姫路市南駅前町100番 姫路パラシオ2ビル9F	079-289-0901	○	
	ライフプラザ明石	673-0892	明石市本町2-1-26 ニッセイ明石ビル8F	078-912-2665	○	
奈良県	ライフプラザ奈良	630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル1F	0742-23-1190		○
和歌山県	ライフプラザ和歌山	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル9F	073-423-9325	○	
鳥取県	ライフプラザ鳥取	680-0822	鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル1F	0857-22-8501	○	
島根県	ライフプラザ松江	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル1F	0852-21-5185	○	
岡山県	ライフプラザ岡山	700-0903	岡山市北区幸町7-33 ニッセイ岡山幸町ビル8F	086-224-4691	○	
	ライフプラザ倉敷	710-0826	倉敷市老松町3-10-25 日本生命倉敷ビル1F	086-424-1261	○	
広島県	ライフプラザ広島	730-0811	広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル1F	082-248-1521	○	
	ライフプラザ福山	720-0811	福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル8F	084-923-5240	○	
山口県	ライフプラザ山口	750-0006	下関市南部町19-10 日本生命下関ビル1F	083-222-8111	○	
	ライフプラザ徳山	745-0034	周南市御幸通1-10 日本生命徳山ビル3F	0834-31-3001	○	
徳島県	ライフプラザ徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 日本生命徳島ビル12F	088-654-5151	○	
香川県	ライフプラザ高松	760-0017	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル1F	087-825-0007	○	
愛媛県	ライフプラザ松山	790-0001	松山市一番町3-3-3 菅井・ニッセイビル1F	089-941-9585	○	
高知県	ライフプラザ高知	780-0870	高知市本町5-6-3 日本生命高知本町ビル1F	088-823-0271	○	
福岡県	ライフプラザ北九州	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-3-15 日本生命小倉堺町ビル2F	093-531-0985		○
	ライフプラザ博多	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第二ビル1F	092-483-0400		○
	ライフプラザ天神	810-0001	福岡市中央区天神1-14-1 日本生命福岡ビル1F	092-712-2311		○
	ライフプラザ久留米	830-0017	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル1F	0942-32-4470	○	
佐賀県	ライフプラザ佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-14-40 ニッセイ佐賀駅前ビル1F	0952-32-2727	○	
長崎県	ライフプラザ佐世保	857-0862	佐世保市白南風町8-17 佐世保交通センタービル3F	0956-25-8050	○	
	ライフプラザ長崎	850-0033	長崎市万才町4-15 日本生命長崎ビル新館1F	095-823-6181	○	
熊本県	ライフプラザ熊本	860-0802	熊本市中央区中央街2-11 熊本サンニッセイビル1F	096-325-0131	○	
大分県	ライフプラザ大分	870-0027	大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル2F	097-534-9207	○	
宮崎県	ライフプラザ宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通2-5-32 日生宮崎駅前ビル1F	0985-24-7111	○	
鹿児島県	ライフプラザ鹿児島	890-8521	鹿児島市中央町18-1 南国センタービル1F	099-255-1101	○	
沖縄県	ライフプラザ那覇	900-0034	那覇市東町3-1 ニッセイ東町ビル1F	098-862-8511	○	

(注)《営業時間》 月～金曜日(祝日、12/31～1/3は除きます。)

- ・※の店舗は、18:00以降、入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話*でご照会ください。

《土曜日の保険相談サービス》 10:00～17:00(祝日、12/31～1/3は除きます。)

- ・⊕印の店舗にて実施しています。
- ・お手続きはお取扱いしておりません。
- ・予約制となっておりますので、事前に店舗までお電話*のうえ、ご来店ください。

*電話受付時間(幕張オフィス除く)：月～金曜日9:00～18:00(祝日、12/31～1/3は除きます。)

《ライフプラザ幕張オフィス(くらしと保険の相談デスク)》

- ・入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話*でご照会ください。
- ・ライフプラザ幕張オフィスの電話受付時間は10:00～18:00(定休日なし)です。
- ・毎月25日直前の日曜日は、システムメンテナンスのため営業時間を18:00までに短縮して運営しております。

生命保険のお手続きやお問合せ

(2016年4月現在)

担当のニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

電話での手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

- ※ プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
- ※ お電話いただく際には、契約番号をお知らせください。
- ※ ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 休日明けは混み合っておりつながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

窓口での手続き

当冊子のお客様窓口を参照ください。

ご契約者さま専用サービス



<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

利用可能時間	月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕	
	火～土曜日	24時間		月～土曜日 8:00～23:45
	日曜日・祝日	0:00～20:00		日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。
なお、後ほどお送りする契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しよりのページ
「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）」の特徴 ……………	P8
クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回） ……………	P11
責任開始（保障の開始）と契約日 ……………	P14
保険料の払込方法 ……………	P20
保険料の払込期月・保険料期間 ……………	P22
保険料の払込みの催告とご契約の解除 ……………	P24
年金等をお支払いできない場合 ……………	P30
解約と解約払戻金 ……………	P31

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

日本生命保険相互会社

本 店 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては

ニッセイコールセンター **0120-201-021** (通話料無料)

受付時間：月～金曜日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

取扱支社

営業部

取扱担当者